

令和7年度 行政評価報告書



戸田市

目 次

第1章 はじめに

1 行政評価とは	1 頁
2 行政評価の目的	1 頁
3 行政評価の仕組み	2 頁
4 行政評価等の導入経緯	2 頁
5 第5次総合振興計画の概要	3 頁

第2章 行政評価実施結果

施策評価

1 施策評価の概要	4 頁
(1) 施策評価とは	
(2) 対象施策	
(3) 評価の流れ	
(4) 評価シート	
2 施策評価の結果	7 頁
(1) 進捗状況	
(2) 施策内優先度	
(3) 施策一覧及び各施策の進捗状況	

事務事業評価

1 事務事業評価の概要	11 頁
(1) 事務事業評価とは	
(2) 対象事業	
(3) 評価の流れ	
(4) 評価シート	
2 事務事業評価の結果	16 頁
(1) 事前評価の実施結果	
(2) 事後評価の実施結果	
(3) 第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における 重要業績評価指標(KPI)の進捗状況	

第3章 外部評価

外部評価の実施

1 戸田市外部評価の概要	21 頁
(1)外部評価とは？	
(2)戸田市外部評価委員会とは？	
(3)外部評価の狙いは？	
(4)ロジック・モデルを用いた外部評価	
2 委員会の開催状況	23 頁
3 令和7年度の評価概要	24 頁
(1)令和7年度戸田市外部評価対象施策	
(2)評価方法	
(3)評価のポイント	
(4)委員会としての評価結果	
4 答申(意見)を踏まえた行動計画	27 頁
5 行政評価制度の改善等に関すること	28 頁

資料編

資料1 戸田市自治基本条例	31 頁
資料2 戸田市外部評価委員会条例	35 頁
資料3 各施策の評価結果	37 頁
資料4 令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表	67 頁

第1章 はじめに

1 行政評価とは

厳しい財政状況の中、市民ニーズの高度化・多様化、激甚化する自然災害への備え、更には、近い将来、益々進行する少子高齢化などを総合的に勘案すると、厳しい状況を認識し、相当の危機意識を持ち、効率的に業務を遂行する必要があります。

このような状況下において、行政評価は、第5次総合振興計画の将来都市像「『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」の実現に向けた進行管理や施策の推進について、戸田市自治基本条例第15条第2項に基づき、事業を評価し、それにより業務手法の改善や業務自体の見直しを行うための仕組みです。

また、行政から市民の皆様へ、行政の持つ情報を分かりやすく伝えることが大きな使命であり、「行政評価」は、市が実施する事業の評価結果を市民に提供することで使命の一翼を担い、また、市民の視点からも評価を行っていただくなど、市民が市政に参加・参画する「きっかけ」となるものです。

2 行政評価の目的

戸田市では以下の5点を主な目的としています。

業務の振り返り

一年間の行政活動の成果（「できたこと」、「できなかったこと」）を部局や課内で検証・議論を行い、今後の見直しなどを検討し、業務の方向性を明確にする。

成果の重視と資源の有効活用

実際に施策や事務事業の「効果」や「成果」が上がっているかに着目する。
また、コスト意識を高め、プロセスを透明化させ事業の効果を見極め、限られた資源（人、物、金など）をより効果的・効率的に活用する。

PDCAサイクルによる総合振興計画の進行管理

計画(Plan) 実行(Do) 評価(Check) 反映(Action)のマネジメント・サイクルによって、市の方針である総合振興計画が着実に進んでいるのか、進行管理を行うとともに、より効果的・効率的に計画を推進する。

職員の経営能力の強化

市を経営するという強い意識を持ち、戦略的な部局・課の運営を行い、職員自らがそれぞれの成果に責任を持つことのできる、経営・組織運営能力を強化する。

市民への説明責任

行政が行っている事業の内容や効果などについて、市民への説明責任を果たす。

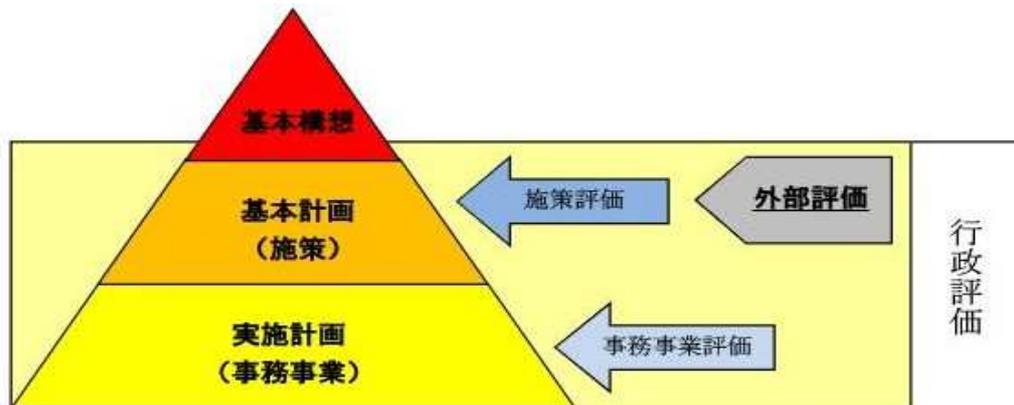
3 行政評価の仕組み

市の業務の前提となる計画として、総合振興計画があります。総合振興計画は市の最上位に位置づけられている計画で、長期的展望に立って市政の基本的な方向を明らかにするとともに、行政運営を行う基本的な指針となるものです。

戸田市の総合振興計画のピラミッドを構成する基本構想、基本計画、実施計画と、行政評価の関係を下図に示しました。

行政評価における施策評価や事務事業評価は、総合振興計画上の基本計画と実施計画にそれぞれ対応しています。

なお、本市の行政評価は、総合振興計画における基本構想を実現するための具体的な方向性や方策を示した**施策に対する施策評価**、施策を実現するための具体的な手段である**行政活動に対する事務事業評価**を行っています。



基本構想	10年後に市が目指す将来都市像や基本理念、基本目標等を示すもの
基本計画	基本構想において定められた将来都市像を実現するため、必要な5年間の施策を具体化し、体系的に定めたもの
施策	子育てや環境といった行政活動の分野ごとの方向性をある程度具体的に示したもの【例：子育て支援の充実】
実施計画	基本計画で体系化された施策を実現するため、3か年で優先的・重点的に取り組むべき具体的な事業を定めたもの（毎年度見直し）
事務事業	施策を実現するための手段であり、人、物、金などの資源を使って行われる、より具体的な行政活動（例 児童手当支給事業）
施策評価	戸田市総合振興計画の基本計画に掲げる施策に関連する担当部長が、施策を構成する事務事業の評価結果を踏まえ、「施策」進捗等を評価するもの
事務事業評価	事業を所管する所属長が、施策を実現するための具体的な手段である「事務事業」の進捗等を評価するもの

4 行政評価等の導入経緯

戸田市における行政評価等の導入経緯は次のとおりです。

平成14年度	「事務事業評価システム」の検討開始
平成15年度	「事務事業評価」実施（試行）
平成16年度	「事務事業評価システム」を全事業に拡大、評価結果を市民に公表
平成17年度	「施策評価」実施（試行）
平成18年度	「事務事業評価」及び「施策評価」（本実施）
平成20年度	「外部評価委員会」設置、「外部評価」実施（試行）
平成21年度	「外部評価」実施（試行）【評価対象】事務事業
平成22年度	同上 【評価対象】施策
平成28年度	「戸田市外部評価委員会条例」制定、「外部評価」本実施
令和2・3年度	「外部評価」制度の見直しを実施

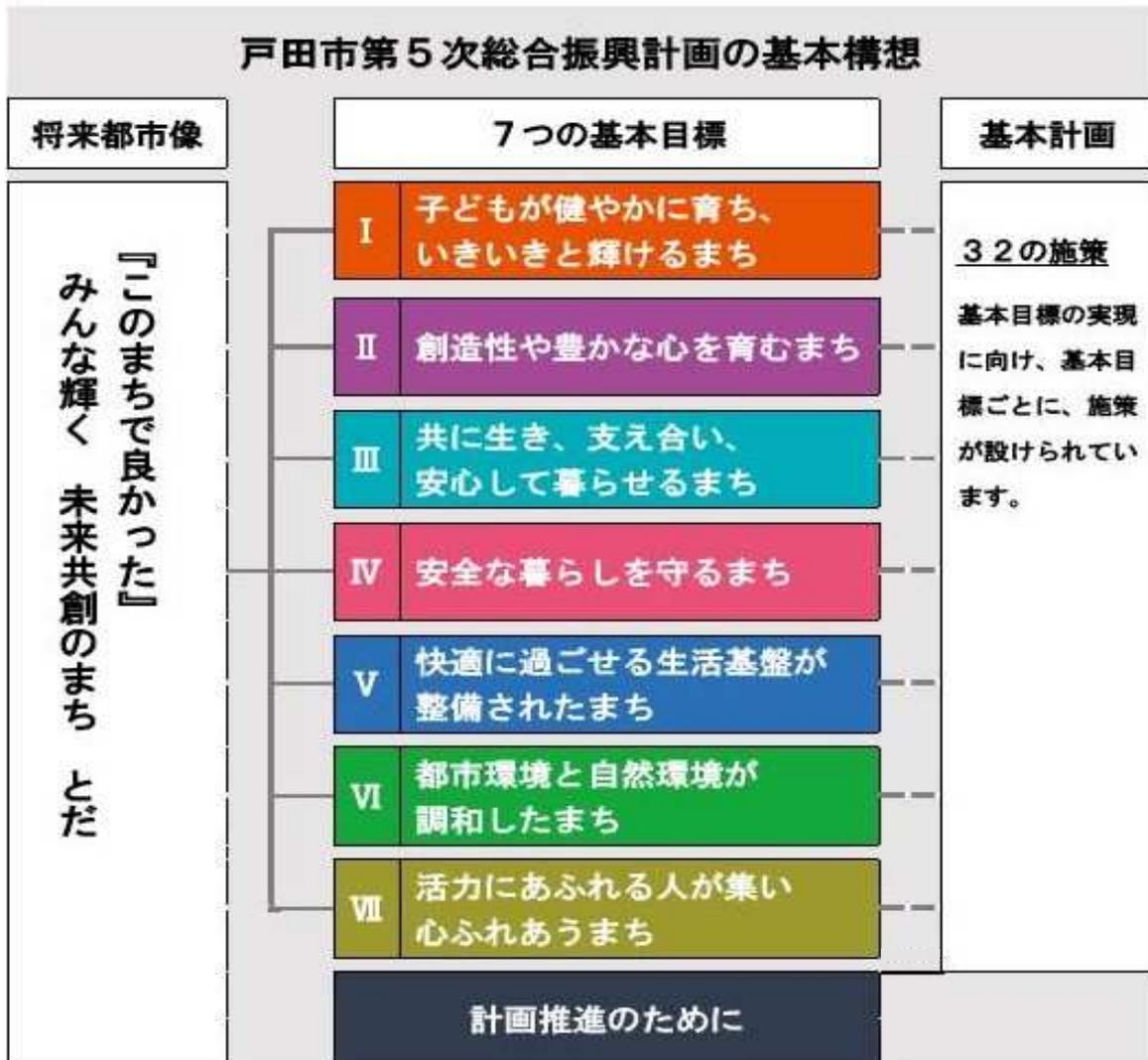
5 第5次総合振興計画の概要

令和3年度から、「将来都市像」「基本目標」「基本計画」等で構成される戸田市の新たな10年計画である「戸田市第5次総合振興計画」がスタートしました。

戸田市第5次総合振興計画には、32の施策が定められており、その施策を実現するための手段であり、より具体的な行政活動である事務事業が、紐づけられています。

さらに、「計画推進のために」には、本計画を推進するための全ての分野における基本的な考え方を示しています。

また、第5次総合振興計画の策定における新たな取組として、ロジック・モデルを用いて、施策指標の設定を行っています。



各施策につきましては、9・10ページを参照ください。

第2章 行政評価実施結果

施策評価

1 施策評価の概要

(1) 施策評価とは

「施策」とは、総合振興計画における基本構想を実現するための具体的な方向性や方策を示したもので、基本計画において定められており、戸田市第5次総合振興計画では32の施策を設けました。

「施策評価」は、基本目標の実現に向けて「施策が着実に進んでいるのか」、「施策を構成する事務事業が適切に行われているのか」などを評価するものです。施策における課題や対応策を整理し、施策の進行状況の確認・管理、施策の手段である事務事業の方向性を議論するなど、施策の展開戦略を決定します。

(2) 対象施策

施策評価は、戸田市第5次総合振興計画前期基本計画における32の施策を対象としています。

各施策につきましては、9・10ページをご参照ください。

(3) 評価の流れ

「施策評価」は、施策の中心となる課を所管する部局が評価し、施策を所管する部局が複数の場合、関係部局間で協議した上で、中心となる課を所管する部局が1枚のシートを作成します。

「施策評価」は、行政の具体的な方向性を評価するものであり、まず、行政内部による評価（内部評価）を行います。具体的には、施策の中心となる課を所管する部局の次長等が事務事業評価結果を基に、施策の内容を分析・判断し、それらを部局長が評価します。

さらに、これらの結果を基に、外部評価委員会による評価（いわゆる外部評価）を実施しています。

(4) 評価シート

評価内容を記載する施策評価シートの構成については、5・6ページのとおりです。

施策評価シートの構成

戸田市 施策評価シート

施策を中心となって評価する部局名及び関連する部局名が記載されています。

作成日	年 月 日	作成部局名	〇〇部	担当部局名	××部		
-----	-------	-------	-----	-------	-----	--	--

1. 施策の位置づけ <PLAN>

基本目標	担当課	〇〇課	
	担当課		
	担当課		
施策	関連課	〇×課	
	関連課		
	関連課		
施策の目的	<p>【1. 施策の位置づけ】 第5次総合振興計画前期基本計画における施策の位置づけを記載しております。 担当課 施策を構成する事務事業を所管する課が記載されます。 関係課 再掲の事務事業のみを所管する課が記載されます。</p>		

2. 施策の主な取り組み <DO>

取り組み	〇×事業	<p>【2. 施策の主な取り組み】 第5次総合振興計画前期基本計画における施策を実現するための主な取り組みが記載されます。</p>
取り組み	××事業	
取り組み		

3. 施策の指標における成果(主な指標) <CHECK>

指標名	指標の説明(算定式)	単位	目標値	達成値						
				当初値	R3	R4	R5	R6	R7	
その他施策の取組事項に係る成果	記載されている指標以外に、得られた効果や実績が記載されます。									

4. 施策の展開 <ACTION>

○ ○ ○ ○	<p>【4. 施策の展開(課題)】 「3. 施策の指標における成果(主な指標)」の達成値などを踏まえ、施策の具体的な課題が記載されます。「国土強靱化地域計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する施策で当該計画や戦略部分で特筆すべき内容があれば、併せて記載されます。</p>	○ ○ ○ ○	<p>【4. 施策の展開(対応策)】 左記の課題を解決するための具体的な対応策が記載されます。</p>
課 題	対 応 策		

戸田市 施策評価シート

作成日 年 月 日 作成部局名 担当部局名

結果と今後の方向性

進捗状況 (A 躍進中、B 予定通り、C 遅れ気味)	説明 (総評)	【○結果と今後の方向性】 ・施策の進捗状況を各部局において、「A 躍進中、B 予定通り、C 遅れ気味」から自己評価を行います。 ・説明(総評)欄には、進捗状況を判断した理由などが記載されます。
A		

今後の方向性(予算)	N年度(事業費総額)	N+1年度	N+2年度	N+3年度
(増加、維持、削減)	10,000,000	15,000,000	15,500,000	15,400,000
説明				
今後の方向性(人員)	N年度(人件費総額)	N+1年度	N+2年度	N+3年度
(増加、維持、削減)	5,000,000	3,000,000	3,200,000	3,200,000
説明	【今後の方向性】(予算・人員) ・施策を進めるための今後の予算と人員の方向性の説明が記載されます。 ・予算・人員ともに評価実施年度から向こう3年度分を記載しており、N+1年度からN+3年度までの欄は、施策を構成する事務事業の計画額(事業費・人件費)が自動で反映されます(再掲の事務事業の計画額を除く)。			

「施策の目的を達成するため」という観点から見て、事務事業の優先順位付けや方向性が記載されます。施策を担当する部長、次長が協議して判断するものです。

5. 事務事業の検討【一般会計】

(単位：千円)

大 事 業	中 事 業	事務事業名		事業区分	事務事業評価の結果							担当部局の評価				
		事業コード	事業内容		N-1年決算		強 化 計 画	総 合 戦 略	事 業 の 方 向 性	実 施 計 画 候 補	評価結果			施策内優先度	コメント	
					N年度 事業費	N+1年度 うち一般財源 人件費					施策への 貢献度	経費水準	事業手法			受益・負担の 公平性
		○×事業		任意	10,000		○	○	1	○	A	A	A	B	A	
		99 99 99 99 99 99			110,000											
					19,999											
					9,999											
					2,222											

太枠囲み部分は、当該施策を構成している事務事業名称及びその内容が記載されます。

【強靱化計画、総合戦略】
一体的に策定した「国土強靱化地域計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連した事務事業の場合は、「○」が記載されます。

【事業の方向性】
以下のうち、いずれかが記載されます。
 1 現状で継続 2 拡大して継続 3 縮小して継続
 4 他事業と統合 5 休止 6 その他見直し
 7 N+1年度で終了 8 N年度で終了 9 N-1年度で終了
 (例 N=令和7年度の場合
 7 令和8年度で終了 8 令和7年度で終了 9 令和6年度で終了)

<担当部局の評価について>
事務事業評価の結果等を踏まえた評価等が記載されます。

【施策内優先度】
「施策内優先度の付け方」の資料を参考に、「法」や「義」、「A~C」などが記入されます。
○自治事務における任意のものは優先度が高い順に「A」、「B」、「C」を記入し、それ以外の場合は、「法(法定受託事務)」や「義(自治事務のうち義務的なもの)」「予(予算管理シート)」「終(R6~R8年度に終了する事業)」と記入されます。

【コメント】
各事務事業に関する、方向性、優先度、実施計画候補、次年度必要額などの判断について、その根拠や今後留意すべき点などが記載されます。

再掲の事務事業の場合は、「事務事業評価の結果」欄等は表示されません。

再掲の事務事業とは
主たる施策を構成する事務事業が、他の施策目的にも寄与する取組等を継続的に実施している場合に設定されるものであり、過年度に行った、計画策定企画委員会の照会への回答結果により、計画策定時に設定されています。

計(千円)

	N-1年度決算額	N年度予算額	N+1年度計画額
事業費			
うち一般財源			

2 施策評価の結果

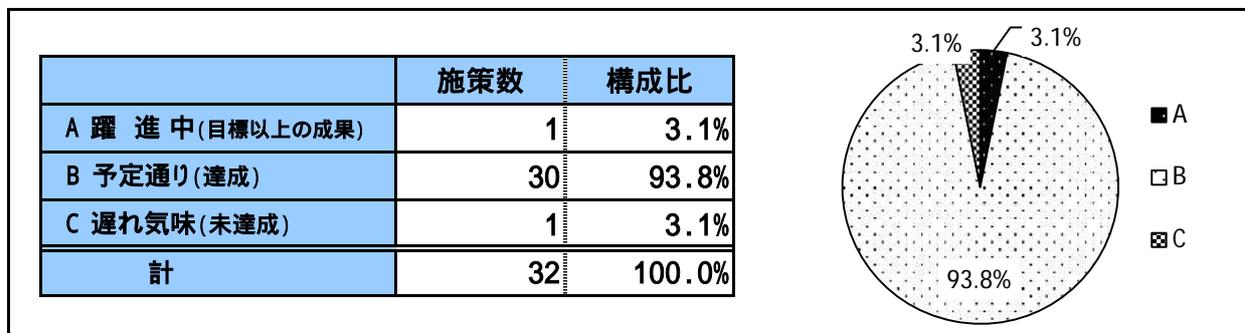
(1) 進捗状況

基本目標の実現に向けて「施策が着実に進んでいる(いた)か」や「今後、どのような方向で施策を進めて行くのか」等を評価するため、施策評価において「進捗状況」及び「今後の方向性」を下記のとおり評価することとしています。

[進捗状況]	A	…	躍進中(目標以上の成果)
	B	…	予定通り(達成)
	C	…	遅れ気味(未達成)
[今後の方向性] (人員/予算)	…		増加
	…		維持
	…		削減

「資源」は、「人員」と「予算」の2つの側面から今後の方向性を判断します。
 なお、「削減」は、必ずしもマイナスの意味合いだけでなく、人員・予算を抑えて成果向上を目指す場合や目標等を達成した場合も含まれます。

32施策中、「躍進中(目標以上の成果)」は1件、「予定通り(達成)」は30件、「遅れ気味(未達成)」は1件でした。



端数処理のため、計が合わない場合があります。

(2) 施策内優先度

施策の手段である事務事業の優先度の設定を行い、事業の取捨選択へつなげる目的から、施策内優先度欄を設けています。

市が任意的に実施している事業については、優先度の高い順にA、B、Cで評価しています。

また、法定受託事務（ 1 ）については「法」、義務的事務（ 2 ）については「義」、予算管理シート（ 3 ）については「予」、終了予定の事業については「終」を入力しています。

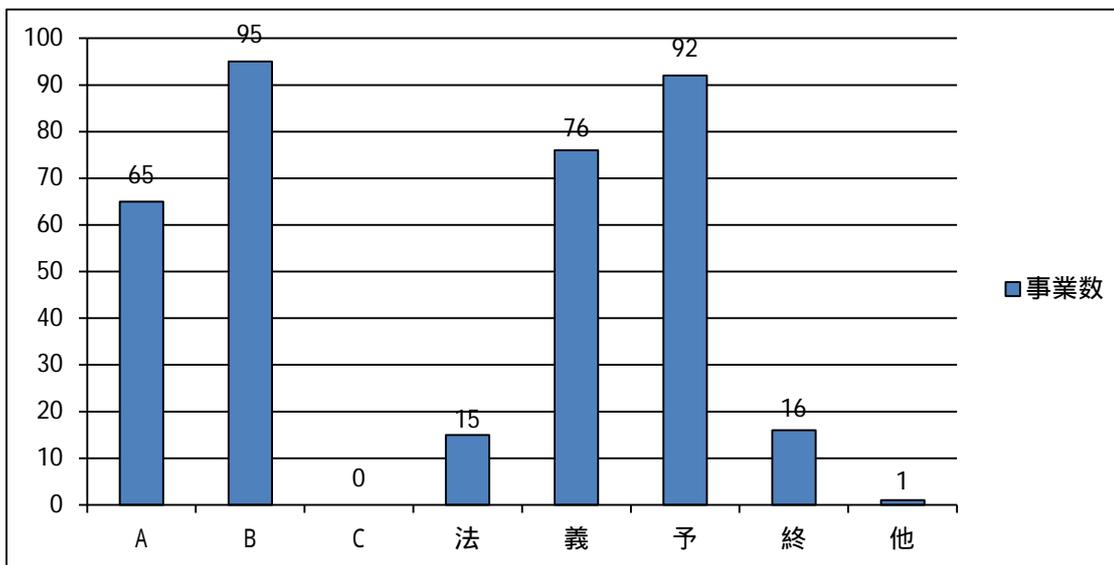
なお、法定受託事務や義務的事務で、予算管理シートの場合は予算管理シートを優先して「予」を付けることとし、予算管理シートで令和8年度までに終了する事業については、終了する事業を優先して「終」を付けることとしています。

評価	事業数	構成比
A（優先度 高）	65	18.1%
B（優先度 中）	95	26.4%
C（優先度 低）	0	0.0%
法（法定受託事務）	15	4.2%
義（義務的事業）	76	21.1%
予（予算管理シート）	92	25.6%
終（令和8年度までに終了）	16	4.4%
その他（休止中の事業）	1	0.3%
計	360	100.0%

端数処理のため、計が合わない場合があります。

上記事業数については、令和6年度に実施した事務事業（事後評価）、令和8年度から開始する事務事業（事前評価）に加え、令和7年度から開始し、進行中の事業も含めて算出しています。

なお、施策（32施策）を構成する事務事業の件数であり、考え方1から4を構成する事務事業は除きます。



用語解説

- 適正な処理を確保するため、法令によって国から都道府県、市町村、特別区に処理を委任された事務のこと。
- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、個別の法令（県の条例・計画を含む）で市の事務とされているもの。
- 庶務・調整・予算管理的な性質を主とする事業で、事業内容等の評価を行わず、予算編成の必要性から「事務事業評価シート」の作成のみを行っているシート。

(3) 施策一覧及び各施策の進捗状況

令和7年4月1日現在の部局または課
下線部分は、中心となる課

基本目標1 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち				
	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
1	子育て支援の充実	B	こども健やか部	子育て支援課、親子健やか室、保育幼稚園課
2	乳幼児期の保育・教育の充実	B	こども健やか部	保育幼稚園課
3	児童・青少年の育成環境の充実	B	こども健やか部	児童青少年課
4	世界で活躍できる人間の育成	B	教育委員会事務局	教育総務課、学務課、教育政策室、学校給食課
基本目標2 創造性や豊かな心を育むまち				
	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
5	生涯学習活動の推進	B	教育委員会事務局	生涯学習課
6	芸術文化活動の推進	B	市民生活部	文化スポーツ課、生涯学習課
7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実	B	市民生活部	文化スポーツ課
基本目標3 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち				
	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
8	地域医療体制の強化	B	市民医療センター	(医)総務課、診療室
9	健康づくり支援の充実	B	健康福祉部	福祉保健センター、経済戦略室、健康長寿課、保険年金課、親子健やか室、学務課、学校給食課
10	地域福祉の推進	B	健康福祉部	福祉保健センター、市民課、協働推進課、くらし安心課、文化スポーツ課、経済戦略室、生活支援課、児童青少年課
11	高齢者福祉環境の整備・充実	B	健康福祉部	健康長寿課、協働推進課、文化スポーツ課、生活支援課、福祉保健センター、(医)総務課、診療室、生涯学習課
12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	B	健康福祉部	保険年金課、収納推進課
13	生活困窮者支援の充実	B	健康福祉部	生活支援課、子育て支援課、親子健やか室
14	障がい福祉環境の整備・充実	B	健康福祉部	障害福祉課、教育政策室
基本目標4 安全な暮らしを守るまち				
	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
15	消防・救急体制の強化	B	消防本部	(消)総務課、予防課、警防課
16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	B	危機管理防災課	危機管理防災課、(消)総務課
17	防犯体制の強化	B	市民生活部	くらし安心課
18	市民相談機能と消費生活の充実	B	市民生活部	くらし安心課
19	浸水対策の推進	B	水安全部	河川課、道路管理課、まちづくり区画整理室、(水)総務課、下水道施設課
20	安全な道路環境の整備・推進	B	都市整備部	道路管理課、くらし安心課、まちづくり区画整理室、都市交通課

基本目標5 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち

	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	B	都市整備部	都市計画課、建築住宅課、まちづくり区画整理室
22	安心して生活できる住環境の充実	B	都市整備部	建築住宅課
23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	C	水安全部	(水)総務課、水道施設課、下水道施設課
24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進	B	都市整備部	都市交通課

基本目標6 都市環境と自然環境が調和したまち

	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
25	自然に親しむ空間の整備・推進	B	環境経済部	みどり公園課、経済戦略室、道路管理課、河川課
26	魅力ある公園づくり	A	環境経済部	みどり公園課
27	生活環境の保全	B	環境経済部	環境課、(水)総務課、河川課
28	環境衛生の充実	B	環境経済部	環境課、河川課

基本目標7 活力にあふれる人が集い心ふれあうまち

	施策名	進捗状況	施策評価シート 作成部局	担当課・関係課
29	多様な働き方への支援・充実	B	環境経済部	経済戦略室、生活支援課、障害福祉課、健康長寿課、親子健やか室
30	産業振興の推進	B	環境経済部	経済戦略室
31	地域資源を活用した観光振興の推進	B	環境経済部	経済戦略室、協働推進課、文化スポーツ課、みどり公園課
32	市民活動の活性化と地域交流の促進	B	市民生活部	協働推進課、文化スポーツ課、経済戦略室

計画推進のために

	考え方	担当課
1	協働によるまちづくり	市長公室、行政管理課、協働推進課、生涯学習課
2	情報共有・発信の強化	市長公室、デジタル戦略室
3	質の高い行財政運営の推進	市長公室、危機管理防災課、共創企画課、財政課、デジタル戦略室、資産マネジメント推進室、市民税課、固定資産税課、収納推進課、行政管理課、人事課、管財入札課、市民課
4	信頼される行政の実現	行政管理課、会計課、議事事務局、行政委員会事務局

事務事業評価

1 事務事業評価の概要

(1) 事務事業評価とは

事務事業は「施策」を実現するための手段であり、人・物・金などの資源を使って行われるより具体的な行政活動です。

そして、事務事業評価は、「施策」を実現するための具体的な手段である「事務事業」について、立案、進行管理、業績・成果の確認、改善などを行うための仕組みであり、「施策評価」と連携することで、施策単位からも、事務事業の成果がどのくらい達成されたかを明らかにし、次年度からの事務事業の方向性を決定します。

(2) 対象事業

令和6年度に実施した事務事業と令和8年度から新たに実施する予定の事務事業を対象とし、全484事務事業（事中評価除く）について「事務事業評価シート」を作成しました。

ただし、庶務・調整・予算管理的な性質を主とする151事業については、「事務事業評価」を実施する意義が薄いため、事業内容等の評価を行わないこととしていますが、予算編成上の必要性から「事務事業評価シート」の作成のみを行いました。

なお、事業内容等の評価を行った333事業のうち、事前評価の対象は令和8年度に新たに実施予定の10事業で、事後評価の対象は323事業です。

事中評価：本年度中に開始する事業の評価

(3) 評価の流れ

「事務事業評価」は事務事業を所管する所属（課・室）が評価を行います。

評価に当たっては、まず、所属内で事務事業を分析し、成果等を振り返り、改善点等を話し合います。

それらを基に成果を踏まえ、施策への貢献度、経費水準、事業手法、受益負担の公平性等を評価し、次年度以降の事務事業の方向性を決定します。

(4) 評価シート

事務事業評価シートについては、令和8年度からスタートする事業の評価を記載した「事前評価シート」と、令和6年度に実施した事業の評価を記載した「事後評価シート」があり、それぞれのシートの構成は次ページのとおりです。

事前評価シートの構成

戸田市 事務事業評価 事前評価シート

頁

事務事業名	評価する事務事業名、担当している所属名を記載しています。				
担当組織				担当	担当名を記載しています。
組織コード		会計・款・項・目・大事業・中事業		記入日	年 月 日

1. 事務事業の概要 <PLAN>

基本目標・考え	総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補	【実施計画候補】 実施計画とは、基本計画の示す施策を計画的かつ効果的に推進するために市が具体的に取り組むべき事業を定めたものです。市長公約により取り組む事業も含まれます	
施策	総合振興計画上の事務事業の位置づけを記載しています。		再掲施策		
事業期間	当該事業の計画上の実施年度を記載しています。			対象 対象外	
根拠法令 通達等	事務事業の実施根拠となる法令・条例などを記載しています。	関連計画 施政方針	事務事業に関連する上位計画や施政方針、市長公約を記載しています。		
事業区分	法定受託事務	自治事務のうち義務的なもの	自治事務のうち任意のもの		
強靱化計画	リスクシナリオ番号：			【強靱化計画・総合戦略】 第5次総合振興計画は、総合振興計画の他に「国土強靱化地域計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しているため、関連がある場合は、番号を記載しています。	
総合戦略	施策番号：				
対象	当該事業が誰のために、実施されるのか、事業の主たる対象者を記載しています。				
事業目的	当該事業を実施することによって、どのような成果を目指すのか、その結果、前項の対象をどのような状態に導くことを目指すのか、について記載しています。				
事業内容	当該事務事業の事業内容(業務活動内容)を記載しています。				
実施主体	市による単独直営	委託 (3セク・財団	企業	市民・NPO)	協働・協力 ()
行財政改革の取り組み	当該事務事業における行財政改革の取り組みを記載しています。			【実施主体】 協働・協力を選択した場合は、具体的な団体名を記載しています。	

2. 事務事業の計画 <DO>

(1) 投入資源(予算と人員)				
	N + 1年度 計画額(千円)	N + 2年度 計画額(千円)	N + 3年度 計画額(千円)	
主な事業内容	令和8年度から令和10年度の事業内容を記載しています。			
事業費	【事業費】令和8年度から令和10年度の予算上の概算事業費を記載しています。			
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	【財源内訳】 事業費の財源内訳を記載しています。		
	起債			
	その他			
一般財源				
人件費	従事職員数に常勤職員の平均給与(7,104千円)をかけて算出しています。			
投入	常勤職員	人	人	1年間で当該事務事業に投入する予定の常勤職員と非常勤職員(事業費に含まれる会計年度任用職員も含む)の「労働力」を記載しています。
人員	非常勤職員	人	人	
事業費 + 人件費				

(2) 事業目標									
指標名		説明・算定式	単位	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	令和12年度 目標値	
目標達成状況	事務事業 活動	<p>【活動】 行政資源を投入して、どれだけの活動を行うのか、どれだけのサービスを提供するのかを記載しています。</p> <p>【成果】 上記活動の結果、「対象」が、どのような影響(成果)を受けたかを記載しています。 【KPI】(該当する場合) 「国土強靱化地域計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標達成のための指標設定です。</p>							
	事務事業 活動								
	事務事業 成果								
	事務事業 成果								
	強靱化 KPI								
	総合戦略 KPI								

3. 事前評価 <CHECK>

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。 (プルダウンA・B・C・D)
	<判断理由> ・当該事務事業が施策の実現につながっているか ・市民満足度を高める事業となっているか などの観点から記載しています。
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。 (プルダウンA・B・C・D)
	<判断理由> ・他自治体や民間と比較して、事業コストの妥当性 ・当該事務事業に投入された総コストを成果量と比較して、経費が効果的・効率的に使われたのか、などの観点から記載しています。
事業手法	事業手法は適正か。 (プルダウンA・B・C・D)
	<判断理由> ・当該事務事業に市が関与する理由の妥当性 ・民間に任せられる余地があるかどうか などの観点から記載しています。
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。 (プルダウンA・B・C・D)
	<判断理由> ・当該事務事業の受益者負担や負担額は適切か ・当該事務事業の対象者・非対象者の公平性 などの観点から記載しています。

4. 事業実施理由・留意点 <ACTION>

事業実施理由	「2事務事業の計画」「3事前評価」を受け、当該事務事業を実施すると判断した理由や関連事業をどのように見直したかなどを記載しています。
事業実施における留意点	当該事務事業に影響を与える社会情勢の変化や時期的なもの、対象者への配慮、実施に当たって解決すべき課題を記載しています。

事後評価シートの構成

戸田市 事務事業評価 事後評価シート

頁

事務事業名	評価する事務事業名、担当している所属名を記載しています。													
担当組織						担当	〇〇担当							
組織コード	N					N					記入日	年	月	日
	N-1					N-1								

担当名を記載しています。

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補	
基本目標・考え方	総合振興計画上の事務事業の位置づけを記載しています。		
施策	掲げ施策		
事業期間	令和 年度 ~ 令和 年度	当該事業の計画上の実施年度を記載しています。	
根拠法令 通達等	事務事業の実施根拠となる法令・条例などを記載しています。	関連計画 施政方針	事務事業に関連する上位計画や施政方針、市長公約を記載しています。
事業区分	法定受託事務	自治事務のうち義務的なもの	自治事務のうち任意のもの
強靱化計画	リスクシナリオ番号：		
総合戦略	施策番号：（プルダウンA・B・C・D）		
対象	当該事業が誰のために、実施されるのか、事業の主たる対象者を記載しています。		
事業目的	当該事業を実施することによって、どのような成果を目指すのか、その結果、前項の対象をどのような状態に導くことを目指すのか、について記載しています。		
事業内容	当該事務事業の事業内容（業務活動内容）を記載しています。		
実施主体	市による単独直営 委託（ 3セク・財団 企業 市民・NPO） 協働・協力（ ）		
行財政改革の取り組み	当該事務事業における行財政改革の取組を記載しています。		

【実施計画候補】
実施計画とは、基本計画の示す施策を計画的かつ効果的に推進するために市が具体的に取り組むべき事業を定めたものです。
市長公約により取り組む事業も含まれます

【強靱化計画・総合戦略】
第5次総合振興計画は、総合振興計画の他に「国土強靱化地域計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定しているため、関連がある場合は、番号を記載しています。

【実施主体】
協働・協力を選択した場合は、具体的な団体名を記載しています。

2. 事業費 <DO>

		N - 1年度 執行額（千円）	N年度 予算額（千円）	N + 1年度 計画額（千円）	N + 2年度 計画額（千円）	N + 3年度 計画額（千円）	
事業の 予算・実績	主な事業内容	令和6年度から令和10年度の事業内容を記載しています。					
	事業費						
	財源内訳	国庫支出金					
		県支出金					
		起債					
		その他					
		一般財源					
	人件費	従事職員数に常勤職員の平均給与（7,104千円）をかけて算出しています。					
	投入 人員	常勤職員		人	人		
		非常勤職員		人	人		
事業費 + 人件費							

【事業費】令和8年度から令和10年度の予算上の計画額を記載しています。

【財源内訳】
事業費の財源内訳を記載しています。

1年間で当該事務事業に投入する予定の常勤職員と非常勤職員（事業費に含まれる会計年度任用職員も含む）の「労働力」を記

3. 目標達成状況 <CHECK>

指標名	説明・算定式	単位	R 3 目標	R 4 目標	R 5 目標	R 6 目標	R 7 目標
			R 3 実績	R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績	R 7 実績
事務事業 活動 事務事業 活動 事務事業 成果 事務事業 成果 強化 KPI 総合戦略 KPI	【活動】 行政資源を投入して、どれだけの活動を行うのか、どれだけのサービスを提供するのかを記載しています。 【成果】 上記活動の結果、「対象」が、どのような影響(成果)を受けたかを記載しています。 【KPI】(該当する場合) 「国土強靱化地域計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標達成のための指標設定です。						
目標達成状況の分析	<判断理由> 上記の目標値と実績値を踏まえ、各指標において、目標が達成されたか否かを判断し、目標達成の状況(活動・成果・KPIの結果)等について、分析・評価した結果を記載しています。						

「A」は、当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られた場合に選択しています。当初の計画どおりに実施できた場合は、基本的に「B」を選択しています。

4. 評価結果 <CHECK>

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。	【ブルダウ選択肢】 A: 施策の目標達成に大いに貢献している。 B: 施策の目標達成に貢献している。 C: 施策の目標達成にある程度貢献している。 D: 施策の目標達成への貢献度は低い。
	N-2年度	N-1年度	N年度	(ブルダウ) <判断理由>	
	A	A	A	・当該事務事業が施策の実現につながっているか ・市民満足度を高める事業となっているか などの観点から記載しています。	
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。	【ブルダウ選択肢】 A: 経費の精査が十分になされている。 B: 経費は適正な範囲である。 C: 経費の一部に見直しが必要である。 D: 経費の抜本的な見直しが必要である。
	N-2年度	N-1年度	N年度	(ブルダウ) <判断理由>	
	A	B	A	・他自治体や民間と比較して、事業コストの妥当性 ・当該事務事業に投入された総コストを成果量と比較して、経費が効果的・効率的に使われたのか、などの観点から記載しています。	
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。	【ブルダウ選択肢】 A: 事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。 B: 事業手法は適正な内容である。 C: 事業手法の一部に見直しが必要である。 D: 事業手法の根本的な見直しが必要である。
	N-2年度	N-1年度	N年度	(ブルダウ) <判断理由>	
	B	B	B	・当該事務事業に市が関与する理由の妥当性 ・民間に任せられる余地があるのかどうか などの観点から記載しています。	
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。	【ブルダウ選択肢】 A: 受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。 B: 受益・負担は適正な範囲である。 C: 受益・負担の一部に見直しが必要である。 D: 受益・負担の抜本的な見直しが必要である。
	N-2年度	N-1年度	N年度	(ブルダウ) <判断理由>	
				・当該事務事業の受益者負担や負担額は適切か ・当該事務事業の対象者・非対象者の公平性 などの観点から記載しています。	

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 <ACTION>

令和N-1年度に実施した取組内容・効果	当該事務事業の見直しや行財政改革における取組内容を記載しています。
令和N年度に実施する取組内容	上記見直し等を踏まえた次年度の取組内容を記載しています。

6. N+1年度の方向性・取組方針 <ACTION>

事業の方向性・取組方針	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 7 N+1年度で終了 <input type="radio"/> 8 N年度で終了 <input type="radio"/> 9 N-1年度で終了
	<方向性の判断理由・取組方針> 当該事務事業における事業の方向性や取組方針を記載しています。

2 事務事業評価の結果

(1) 事前評価の実施結果

令和8年度からスタートする10事務事業について評価を行いました。
実施結果については、以下の「及び」の項目に対して検証を行いました。

事業区分

	事業数	構成比
法定受託事務	1	10.0%
自治事務のうち義務的なもの	5	50.0%
自治事務のうち任意のもの	4	40.0%
計	10	100.0%

分析

「施策への貢献度」、「経費水準」、「事業手法」、「受益・負担の公平性」の4項目を設け、それぞれについて「A～D」で評価しています。

施策への貢献度	事業数	構成比
A 施策の目標達成に大いに貢献している。	8	80.0%
B 施策の目標達成に貢献している。	2	20.0%
C 施策の目標達成にある程度貢献している。	0	0.0%
D 施策の目標達成への貢献度は低い。	0	0.0%
計	10	100.0%

経費水準	事業数	構成比
A 経費の精査が十分になされている。	3	30.0%
B 経費は適正な範囲である。	7	70.0%
C 経費の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 経費の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	10	100.0%

事業手法	事業数	構成比
A 事業手法が工夫され、非常に効率的・効果的である。	5	50.0%
B 事業手法は適正な内容である。	5	50.0%
C 事業手法の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 事業手法の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	10	100.0%

受益・負担の公平性	事業数	構成比
A 受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。	4	40.0%
B 受益・負担は適正な範囲である。	6	60.0%
C 受益・負担の一部に見直しが必要である。	0	0.0%
D 受益・負担の抜本的な見直しが必要である。	0	0.0%
計	10	100.0%

(2) 事後評価の実施結果

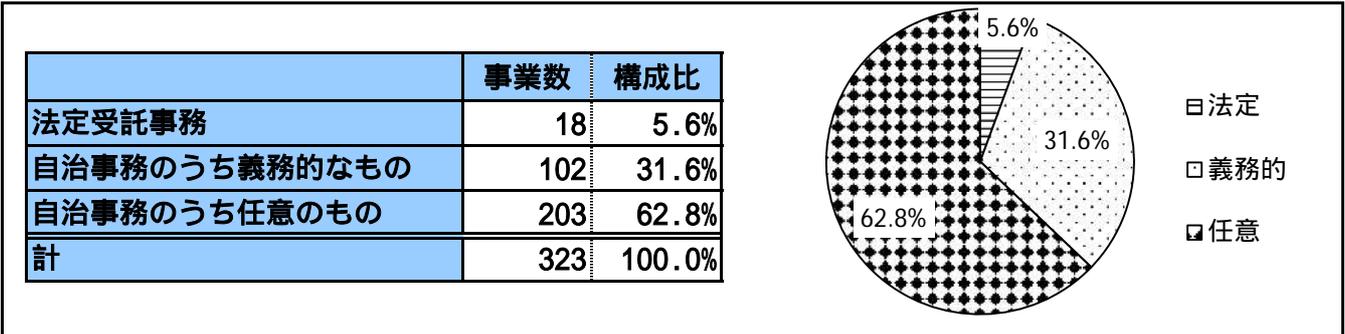
令和6年度に実施した484事務事業のうち、事前評価10事務事業と評価を行わなかった151事務事業を除いた323事務事業について、評価を行いました。

なお、評価を行わなかった151事務事業は、予算管理の必要性からシートを作成したものであり、その性質上評価に適さないことから、評価を行わなかったものです。

実施結果については、以下の から までの項目に対して検証を行いました。

事業区分

323事務事業中、「法定受託事務」は18件、「自治事務のうち義務的なもの」は102件、「自治事務のうち任意のもの」は203件でした。



端数処理のため、計が合わない場合があります。

目標達成状況の分析

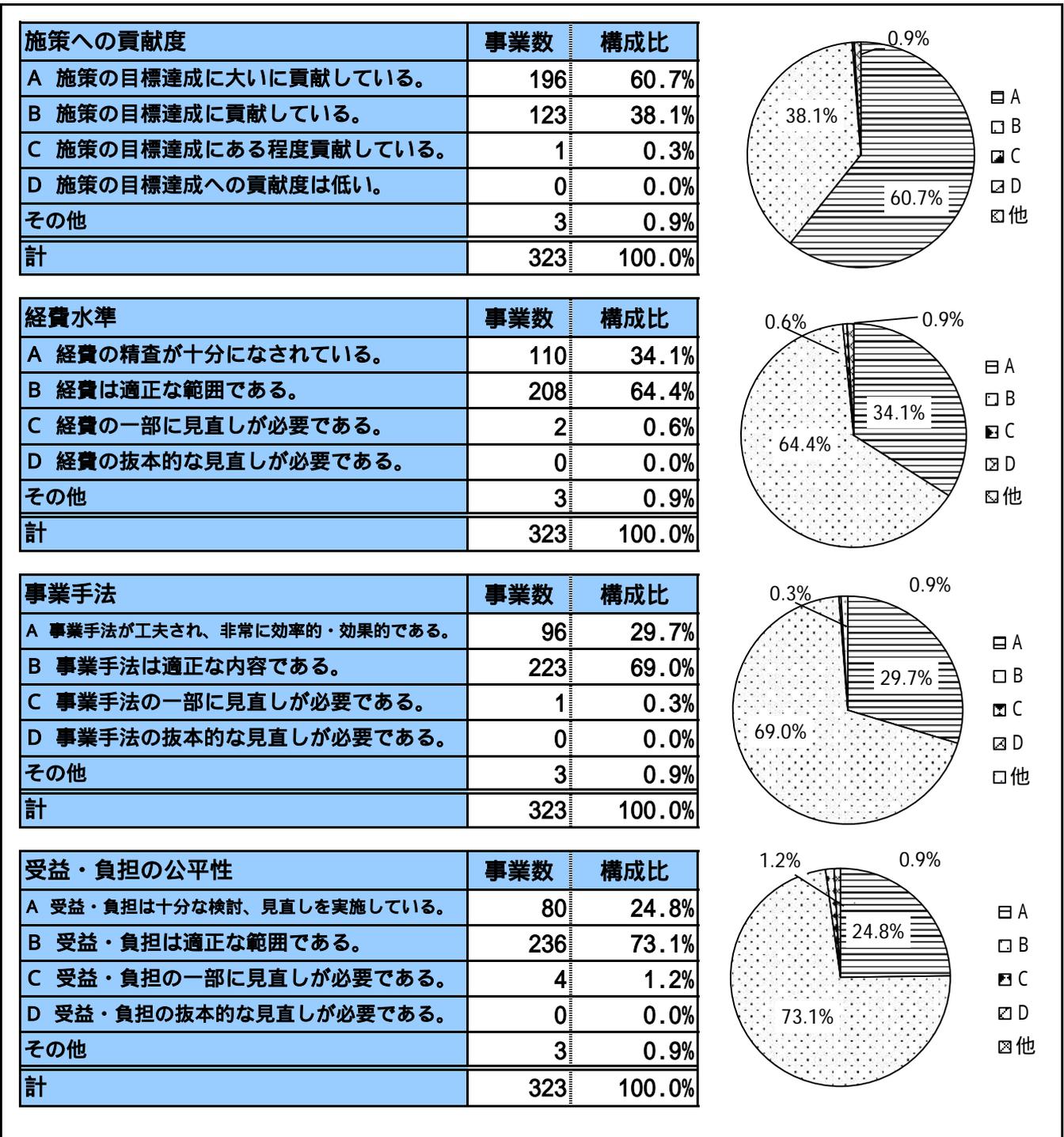
323事務事業中、「A活動・成果ともに達成した。」は169件、「B活動・成果のいずれかを達成した。」は139件、「C活動・成果ともに達成できなかった。」は13件、「その他」は2件でした。



端数処理のため、計が合わない場合があります。

各評価項目の分析

「施策への貢献度」、「経費水準」、「事業手法」、「受益・負担の公平性」の4項目を設け、それぞれについて「A～D」で評価しています。



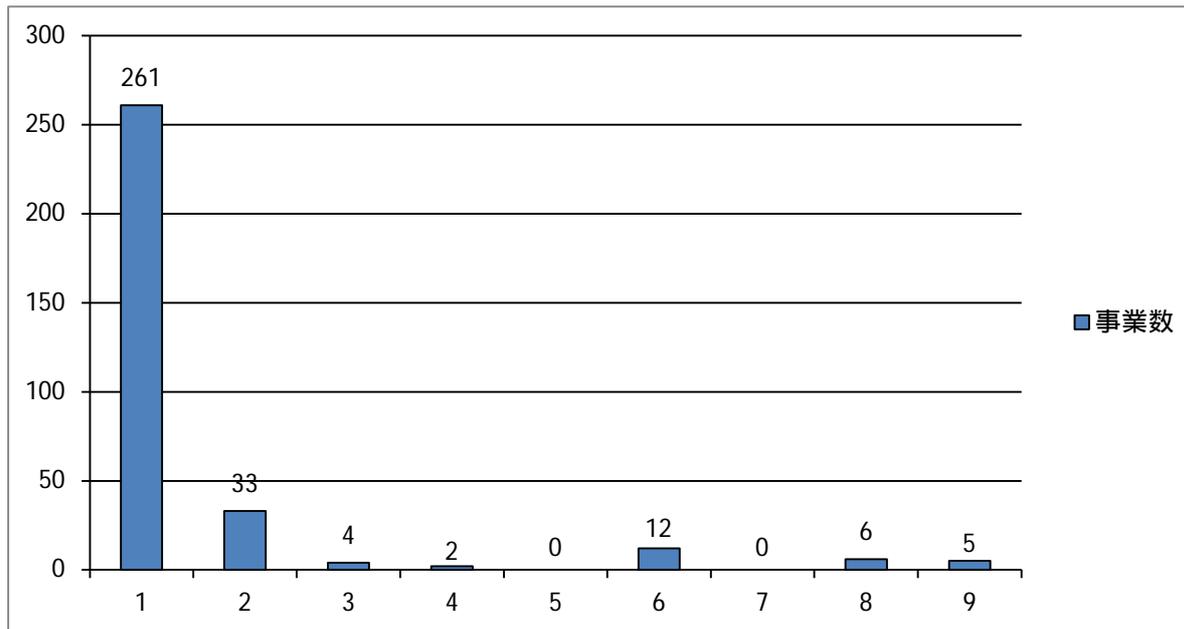
端数処理のため、計が合わない場合があります。

事務事業の方向性

下記1～9の中からいずれかを選択し、事務事業の方向性を決定しています。

	事業数	構成比
1 現状で継続	261	80.8%
2 拡大して継続	33	10.2%
3 縮小して継続	4	1.2%
4 他事業と統合	2	0.6%
5 休止	0	0.0%
6 その他見直し	12	3.7%
7 令和8年度で終了	0	0.0%
8 令和7年度で終了	6	1.9%
9 令和6年度で終了	5	1.5%
計	323	100.0%

端数処理のため、計が合わない場合があります。



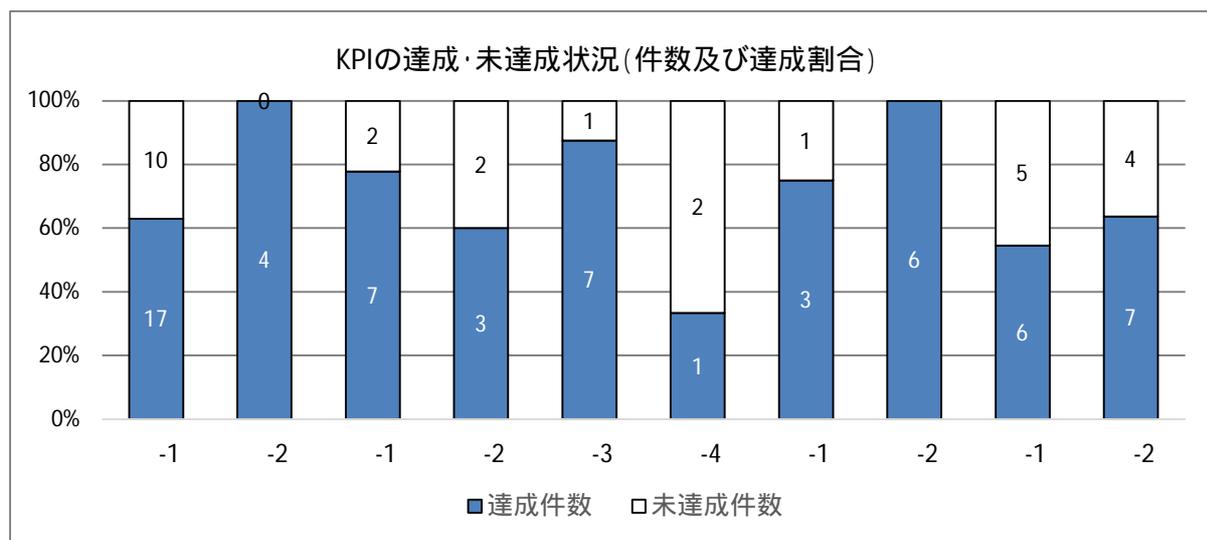
(3) 第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重要業績評価指標(KPI)の進捗状況

第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」)では、各基本目標を推進する施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定しています。KPIについては、事務事業評価の指標を準用することとし、総合振興計画と合わせて一体的な進行管理を行っています。

令和6年度に実施した事務事業のうち、総合戦略のKPIを設定している事務事業において、目標値を達成した指標は、88指標中、61指標(69.3%)でした。

総合戦略の体系		KPI		達成割合
基本目標	施策	達成 (件数)	未達成 (件数)	
新しい人の流れをつくる	1.住みやすいと感じられる生活環境の創出	17	10	63.0%
	2.魅力を活かしたシティプロモーションの展開	4	0	100.0%
出産・子育ての希望をかなえる	1.子育てと仕事の両立支援	7	2	77.8%
	2.出産・子育てへの経済的支援	3	2	60.0%
	3.出産・子育てへの不安解消	7	1	87.5%
	4.学校・教育環境の充実	1	2	33.3%
III 安定した雇用を創出する	1.市民・市内雇用の促進	3	1	75.0%
	2.企業の成長支援	6	0	100.0%
生涯にわたってみんなが活躍できる地域をつくる	1.コミュニティの活性化	6	5	54.5%
	2.多様な地域人材の活躍・育成	7	4	63.6%
計		61	27	69.3%

端数処理のため、計が合わない場合があります。



第3章 外部評価

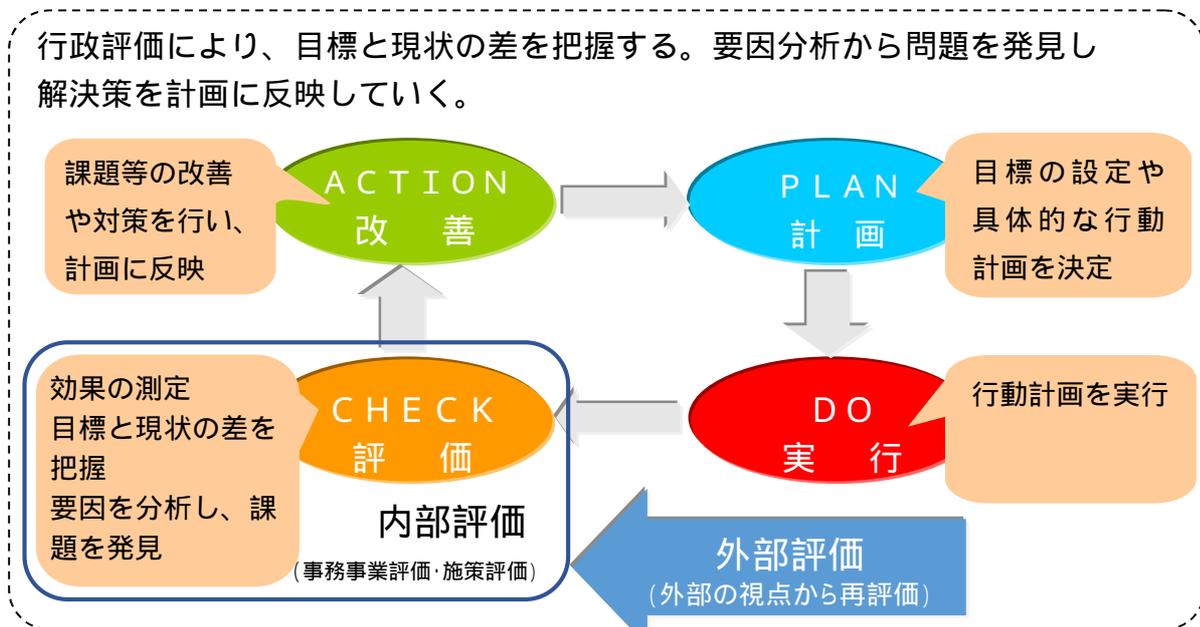
外部評価の実施

1 戸田市外部評価の概要

(1) 外部評価とは？ ～行政評価結果を外部の視点で再評価～

行政評価における客観性及び透明性をより向上させるため、市長からの諮問により、行政の内部による行政評価の結果を外部からの視点で再評価を行い、業務の見直しや行政評価の推進に係る事項について、市長へ答申するものです。

【PDCA サイクルと外部評価】



外部評価報告書や全7回の外部評価委員会会議録などは、市ホームページ「令和7年度戸田市外部評価」ページからご覧ください。

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/todaplan/gaibuhyouka-r7.html>



(2) 戸田市外部評価委員会とは？

戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）は、平成20年から試行的に実施してきた経緯を踏まえ、平成28年7月から施行した「戸田市外部評価委員会条例」に基づき、附属機関として設置されています。

【委員会の目的】

市が実施する行政評価について、市民等の外部の視点で評価することにより、客観性及び透明性を確保するとともに、職員の行政評価に係る能力の向上を図ること

としており、「市が実施した行政評価の評価を行うこと」や「行政評価制度の改善に関すること」について、審議し、その内容について市長に答申することとしています。

なお、条例第3条の規定に基づき、委員7人以内で、学識経験者、市内企業経営者、市民又は市民活動団体関係者から構成しています。

(3) 外部評価の狙いは？ ～施策は計画通りに進行しているか～

評価視点の多角化

評価の客観性を確保することだけでなく、内部評価で気付かなかった点について、外部からの視点による指摘を行うことで、評価視点の多角化を図ることができます。

総合振興計画の進行管理機能

外部評価の対象を「施策」単位にすることにより、「施策」が総合振興計画どおりに進行し、成果として現われているかという広い視点を確保できます。

施策の推進に寄与

施策の推進に寄与するとともに、施策を構成する事務事業の改善等にも寄与します。

市の政策立案・実施への反映

委員の専門的・実践的意見と市民目線での意見の聴取によって、施策の推進を図っていくことができます。

職員の施策立案能力等の向上

外部評価を受けることにより、多角的な視点を養うことができ、職員の施策立案能力等の向上につながります。

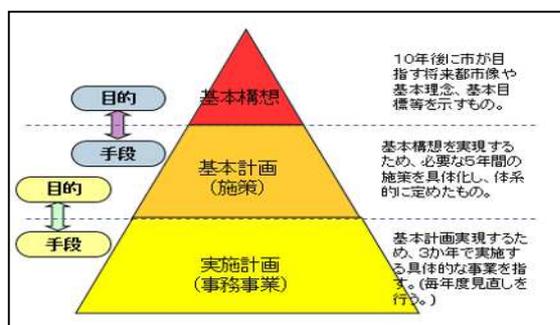
市民への情報公開・説明責任

具体的な施策・事務事業の内容及び進捗状況等について、外部評価を通じて公開することにより、市民への説明責任を果たします。

(4) ロジック・モデルを用いた外部評価

総合振興計画の構成について

外部評価は、戸田市第5次総合振興計画の施策を対象として行います。総合振興計画は、右図のとおり3層構造で、各階層が「目的」「手段」という関係になっており、施策と事務事業においては、目的(施策)とそれを達成するために必要な手段(事務事業)という関係になります。



ロジック・モデルについて

ロジックモデルとは…

目的を実現するまでの論理的な因果関係の「仮説」を『見える化』したもの

例えば、「風が吹く 桶屋が儲かる」だけでは、目的の達成までの道筋を理解することや共通の認識を持つことが難しい場合があります。

特に、市の事業については、その因果関係や立案プロセスを市民等に伝える機会が少なく、目的の達成までの道筋を視覚的に分かりやすく示すことが重要となります。

外部評価においても、施策（目的）と事務事業（手段）の関係性を視覚的に理解しやすくするため、対象施策のロジック・モデルを用いて、「施策目的を達成するために、足りない事業はないか」など、後述する3つの評価項目や評価のポイント等を参考にしながら対象施策の評価を行いました。

2 委員会の開催状況

会議名	開催日程・内容
第1回戸田市外部評価委員会	令和7年4月24日(木) 午前11時～正午(年間予定、評価施策の選定等)
第2回戸田市外部評価委員会	令和7年6月27日(金) 午前9時～正午(施策事前説明)
第3回戸田市外部評価委員会	令和7年7月31日(木) 午前10時～午後4時30分(ヒアリング)
第4回戸田市外部評価委員会	令和7年8月1日(金) 午前10時～午後4時30分(ヒアリング)
第5回戸田市外部評価委員会	令和7年9月16日(火) 午前11時～正午(答申準備)
第6回戸田市外部評価委員会	令和7年10月14日(火) 午前10時30分～午前11時30分(市長への答申)
第7回戸田市外部評価委員会	令和8年1月30日(金) 午前10時00分～午前11時00分(答申の対応状況報告)

3 令和7年度の評価概要

(1) 令和7年度戸田市外部評価対象施策

令和7年度における委員会では、戸田市第5次総合振興計画の施策から6施策を評価対象施策とし、外部の視点から評価を行いました。

【選定方法について】

- ・32施策の中から、事前に各委員が3施策ずつ選び、回答の多い施策を評価対象候補として挙げ、対象施策の3施策を選定した。
- ・残りの3施策は、戸田市第5次総合振興計画における基本目標等のバランスを考慮した上で、市長を選定した。

施策番号	施策名	中心となる部局	選定
8	地域医療体制の強化	市民医療センター	委員会
12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	健康福祉部	市長
17	防犯体制の強化	市民生活部	市長
20	安全な道路環境の整備・推進	都市整備部	委員会
23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	水安全部	市長
28	環境衛生の充実	環境経済部	委員会

(2) 評価方法

委員会では、行政が実施した令和7年度行政評価（内部評価）について、第3回及び第4回委員会のヒアリングにおいて、以下の資料を参考に担当部局から施策の説明や質疑応答を行いました。

評価資料	ヒアリング項目・時間配分(目安)
○外部評価シート	○施策概要説明及び事前質問への回答(20分)
○施策評価シート、事務事業評価シート	○各委員からの質疑(70分)
○事前質問・回答	(1)事務事業の妥当性
○ロジック・モデルシート(令和6年度版)	(2)施策指標の妥当性 (1)+(2)で40分
○その他補助資料	(3)資源の方向性 20分
	(4)その他 10分

(3) 評価のポイント

評価の観点は・・・

施策の目的達成のため、施策(内部)評価は適切に実行されているか。

○評価の目安

上記の観点から、下表の評価項目ごとにポイントや判断区分を参考に、評価を行いました。

評価項目	①事務事業の妥当性	
評価内容	この施策を構成する事務事業は妥当であるか？	
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●次の内容を踏まえて妥当であるか。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施策と、達成するための手段である事務事業が、目的・手段の関係になっているか (イ) 施策内で優先度がついているか (ウ) 不足している事務事業(手段)はないか (エ) 縮小・休止・廃止を検討すべき事業はないか ●上記判断に当たっては、施策評価シート「5. 事務事業の検討」内「事務事業評価の結果」に記載されている「事業の方向性」や「施策への貢献度」などの内部評価結果等も参考にする。 	
判断区分	評価を行う際には、以下目安を参考に判断してください。	
	評価の選択肢	判断する目安
	A 妥当である	⇒(ア)～(エ) 全て妥当
	B 改善(小)	⇒(ア)～(ウ)のうち2つ妥当
	C 改善(大)	⇒(ア)～(ウ)のうち1つ以下妥当
	D 縮小・休止・廃止	⇒他の項目の評価に関わらず、(エ)に指摘がある場合

評価項目	②施策指標の妥当性	
評価内容	施策の進捗を測る指標の設定は妥当か？	
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●施策評価シート「3. 施策の指標における成果(主な指標)」が、施策の目的の達成状況を測る指標となっているか。ロジック・モデルシート等にて確認 ●内部評価における評価の根拠となる、施策「進捗状況」と事務事業「目標達成状況」の説明内容等を参考とする。 	
判断区分	評価を行う際には、以下目安を参考に判断してください。	
	評価の選択肢	判断する目安
	A 妥当である	⇒指標が施策レベルで、他に妥当な指標がないと判断
	B 改善(小)	⇒指標が施策レベルだが、他に妥当な指標があると判断
	C 改善(大)	⇒指標が事務事業レベルであり、他に施策指標を設定すべきと判断

評価項目	③資源の方向性	
評価内容	今後、この施策の資源(人員・予算)の方向性は？	
ポイント	●施策の目的の達成に向け、施策評価シート「3. 施策の指標における成果(主な指標)」や「○結果と今後の方向性」の内部評価結果等を踏まえて、妥当かを判断する。	
判断区分	評価を行う際には、以下目安を参考に判断してください。 ※予算と人員を別々に評価	
	評価の選択肢	判断する目安
	↑ 増加	⇒進捗が遅れている、この事業をもっと進めるべき
	→ 維持	⇒予定通り
	↓ 縮小	⇒ここまで資源を投入しなくても目標を達成できる

(4) 委員会としての評価結果

市が実施した行政評価（内部評価）に対して、事務事業の妥当性、施策指標の妥当性、資源の方向性（予算・人員）の観点から各委員が多角的に評価したのち、合議により委員会における評価として、下表のとおりまとめました。

○評価結果一覧【施策別】

施策番号	施策名	外部評価項目			
		事務事業の妥当性	施策指標の妥当性	資源の方向性（予算）	資源の方向性（人員）
施策8	地域医療体制の強化	A 妥当である	B 改善(小)	→ 維持	→ 維持
施策12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	A 妥当である	B 改善(小)	→ 維持	→ 維持
施策17	防犯体制の強化	B 改善(小)	B 改善(小)	→ 維持	→ 維持
施策20	安全な道路環境の整備・推進	A 妥当である	B 改善(小)	↑ 増加	→ 維持
施策23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	A 妥当である	B 改善(小)	↑ 増加	↑ 増加
施策28	環境衛生の充実	B 改善(小)	B 改善(小)	→ 維持	→ 維持

○評価結果一覧【評価項目別】

	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止
事務事業の妥当性	4件	2件	0件	0件
施策指標の妥当性	0件	6件	0件	
	↑ 増加		→ 維持	↓ 縮小
資源の方向性（予算）	2件		4件	0件
資源の方向性（人員）	1件		5件	0件

4 答申（意見）を踏まえた行動計画

答申書における委員会の評価、意見及び施策ごとに実施した外部評価ヒアリングの内容を踏まえた行動計画として、委員会の意見に対する現時点の検討状況を記載しています。

<資料4の行動計画表の見方について>

資料4の各施策における①事務事業の妥当性、②施策指標の妥当性、③資源の方向性（予算・人員）、④外部評価委員のコメントの4つの項目ごとに評価結果と併せて掲載している「外部評価委員の主な意見」に対する検討状況等を記載しています。

行動計画表の見方については、以下のとおりです。

○令和6年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和5年度）			
施策名	施策1 子育て支援の充実		
施策の目的	心理的、経済的な問題により、子どもを産み育てることへの不安を抱えている状況を解消し、戸田市で子育て環境を整備します。		
部局名	【中心となる部局】こども健やか部 【関係する部局】健康福祉部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員の意見
事務事業の妥当性	6	①	施策目標を達成することに寄与する事業の設定に大きな矛盾はないと考える。
	6	②	ロジック・モデルシート上、各事務事業が一定の精度のもとで最終成果までつながっていることが確認できることから、施策の達成のために必要な事務事業が設定されている。なお、直接成果の中央部（児童虐待・ヤングケアラー等）における社会課題的な部分につながる事務事業について、施策に必ずしも関連するものは一概に判断できず、関連させることが難しい事務事業であるものと理解している。
	6	③	戸田市の未来をつくる「3大プロジェクト」の1番目の「子ども応援プロジェクト」として安心して妊娠・出産・子育てができる社会を目指す取り組みとして十分である。
	6	④	関連機関が多く事務事業も多岐にわたるが現状の事務事業で適正と判断する。
	6	⑤	専門性の高い分野なので判断は難しいが、良くできていると思う。
	6	⑥	施策と事務事業が目的・手段の関係になっており、妥当であると思われる。
	6	⑦	「子育て支援の充実」という施策は、子育て支援課、福祉保健センター、保育幼稚園課の3課だけでは実現できないものである。子育てと仕事との両立、企業の育児休暇制度、負担意識の解消など、他部署と連携して対処しなければならない総合施策である。こうした観点からは、事務事業の構成では不足している。
対応する意見番号	意見に対する行動計画		
⑦	部局横断的な取組であるという認識はあるため、施策の推進に寄与すると判断した場合は、「子育て支援の充実」の後方支援的な役割を担う「子育てと仕事（施策3）」、「企業の育児休暇制度の浸透（施策29）」、「性別役割分担意識の解消（施策29）」との連携、事務事業の補充等（再掲事務事業）を検討していく。		

外部評価委員の意見の中から提案や質問に類する意見を「塗りつぶし(黄色)」にしています。

上記「外部評価委員の意見」に対する回答は、必須回答と任意回答の2種類とした上で、回答しています。
 【必須回答】⇒上記の黄色部分
 【任意回答】⇒それ以外

5 行政評価制度の改善等に関すること

委員会を通じて、各委員が気になった点や行政評価制度に係る改善点等は、次の表のとおりです。

項目	内容
行政評価制度について 施策・事務事業、 制度全般に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から「資源の方向性」を外部評価の視点に含めるべきかどうかについては議論がありますが、その必要性にはなお疑問が残ります。むしろ、施策のロジックモデルにおける因果関係の妥当性や、ボトルネックがどこに存在するかといった点を外部評価の視点とした方が適切ではないでしょうか。 ・ロジックモデルに関する評価（点検・見直し）は、外部評価の結果を踏まえて実施されていますか。もし実施されているのであれば、その具体的な方法と、公表の仕方についてお示しください。 ・昨年度、「要因分析の記入欄を設けた方がよいのではないか。他の施策についても同様に検討が必要である」と申し上げましたが、その点について検討は進んでいるでしょうか。 ・施策のロジックモデルにおいて、「活動」と「産出」の区別が十分に理解されていないケースが散見されます。さらに「産出」が「活動の直接的な結果」と記されていることから、「成果」と混同されているのではないかと懸念されます。この区別が正しく理解されているのであれば、「活動」を省略し、「産出」から「最終成果」までの因果ストーリーに限定することも可能ではないでしょうか。 ・ロジックモデルの作成は、シートを埋めること自体が目的ではありません。本来重要なのは、施策の関係課が集まり、因果関係や指標設定、事務事業の構成などについて十分に議論し、その結果としてロジックモデルを作成・点検・見直しを行うことです。この点について、戸田市ではどのように取り組まれているか、ぜひお聞かせください。 ・最終成果として「～が整備された状態」と示されていますが、これは供給者の視点に偏っています。市民の実感を反映する「受益者側の視点」から、市民目線の指標を設定することが求められます。 ・戸田市の行政評価制度の重要な特徴であるロジックモデルの役割を考えたとき、「施策のデザイン」（体系性の確認）と「変化の可視化」（の補助）が挙げられると考えます。体系性の確認に関しては外部評価シート内の事業の過不足を考える個所で議論がされています。もうひとつの「変化の見える化」の点では、総合振興計画で施策ごとに掲げる「取組の方針」の記載内容との対応が明確になると政策コミュニケーションとしての「評価」の機能が向上すると思われます。「取組の方針」の記載内容の成果が測定できないのであれば、施策実施内容と計画記載内容との「対応できないことが明らかになった」ことが次の計画改定への糧になると思われます。 ・行政評価が、総合振興計画の各施策の 業務の振り返り、 資源の有効活用、 進捗管理、 職員の経営・組織運営能力の強化、 市民への説明責任を目的として、担当部局が自ら各施策と事務事業を紐づけてロジックモデルシートの作成と施策評価・事務事業評価を行うプロセスは一定の有効性があり、その評価結果を市民の視点を十分に取り入れて外部の視点から評価する外部評価制度は、非常に有意義なものであると感じた。ただし、時間的制約や専門性等の見地から十分に深度ある外部評価が困難であり、評価施策も6施策（外部評価委員選定の3施策+市長選定の3施策）で、担当部局のヒアリングも2日間であることから、外部評価委員会は極めてタイトなスケジュールであるものと感じた。一定の期間内に総合振興計画の進捗を確認すべく、薄く広く外部評価の対象施策を選定すべき議論から現状の運用になっていることを理解しつつも、一定の深度を確保するための議論も継続的に実施すべきものと思慮

	<p>される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルシートは、各部局における理解度が異なるものの、各施策と事務事業の関係性を図式化する手法として有効であるものと思慮される。一方で、各施策に関連する事務事業は部局横断的なものであるため、主要な事務事業を所轄する部局が中心となって作成する施策にかかるロジックモデルには、他の部局が所管する事務事業が記載されにくいものと感じた。また、総合振興計画の施策に記載されている内容に応じた事務事業が設定されていないと思われる施策があるようにも感じられた。そのため、ロジックモデルシートは総合振興計画の施策に応じた事務事業の設定の網羅性を検討するために効果的な手法であると考えられる。ぜひ、各施策の関係部局（及び施策全般の統括部局）においては、このような視点からも今後の施策や事務事業の設定にご活用頂きたい。 ・特に改善点はありませんが、施策評価指標（主な指標）の選定と目標値また達成値がもう少し理解出来る内容であってほしいと思いますので、今後検討を期待します。 ・ロジックモデルシートを活用した外部評価委員会は視覚的にもわかりやすくとても良い方法だと思います。が、まだまだ有効活用できるまでのスキルが課によって違いがあるように思えました。今後全体でのシートの理解を深め日常的に活用することで戸田市が発展していくことを願います。 ・施策指標に加え、事務事業の直接成果や中間成果にもアウトカム指標を導入することで、行政の取組を市民に分かりやすく「見える化」し、今後の行政運営の羅針盤として活用できると思います。
外部評価項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価シート内資源投入の項目の評価（検討）に関して、フロントヤード・バックヤードの改良（資源利用の効率化）は、市役所全体での AI 利用や RPA などに対応して、施策目標ごとのロジックモデル（資源投入から社会的アウトカムの確認）とは（ある意味で）別次元で基層的に存在して進められることになる（各施策からみれば、そうした基盤改良の成果を利用する構造になる）と思われます（民間企業が提供する行政評価業務向け AI サービスを利用する自治体も登場してきています）。こうした「基層的な改良」の成果についても測定できる方が望ましいことを考えると、評価調書の上では、個々の施策としての効率化の取組の成果とは「別枠」として記載すること（その要否）を検討してはどうでしょうか。 ・「資源の方向性」については、外部評価実施時点において確定している将来の予算が反映される事項であり、基本的には各部局の評価を「維持」で評価せざるを得ないというのが所感である。第 5 次総合振興計画の策定時から経済情勢が変化したことによる予算の減少もしくは、その時々におけるトピックから新たに予算が増加するなど、一定の兆候を関係部局のヒアリングに応じて把握し、時間的制約と限定的な資料のもとで感覚的に判断せざるを得ない状況にある。そのため、関係部局の見解に大いに依存せざるを得ず、深度ある外部評価が難しいという限界があり、上記のような限定的な状況下における外部評価であることを念頭に置く必要があるものと思慮される。
委員会運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が関係する補助金や制度については、素人にはどこまでが評価対象なのか、どこまでコントロールできるのかが判断が難しいため、参考となる情報や資料を事前にご提供いただけるとありがたいです。

<p>その他（コメント等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員人事の件ですが、複数の部局にて、技術系職員の確保に苦慮しているとのこと、また、退職者も多いとのコメントが記載されてましたが、至急対策を検討されることをお願い致します。 ・感じたことですが、戸田市外部評価委員として2期務めさせていただきました。担当した全施策共に細部に渡り、行き届いた内容であったと思います。私企業経営者として長年に渡り、毎年の経営計画書を作成し、手直ししたり、新しいことを取り入れたり、細部に渡って苦労して策定して来た思い出がありましたので、ヒヤリング時の各担当部局職員の施策概要説明、事前質問回答、その他取組の丁寧な説明に感謝を申し上げます。 ・外部評価委員として4年目でしたが毎回迷うことばかりで、適正な評価ができたという自信が持てないままここまでできました。でも委員長はじめ他の委員の皆様の質問や意見が聞けたことが自分自身の大きな学びとなりました。任期途中で都内に引っ越しましたが新しい地で様々な事を戸田市と比較しながら更に行政の取組を理解していきたいと思います。
-------------------	--

戸田市自治基本条例

平成26年7月1日

条例第13号

戸田市は、かつて戸田の渡しにより人々が往来し、人と人をつなぐまちとして発展してきました。そして、荒川を隔てて首都と隣接し、急速な都市化に伴い、人口が増え続けていく中で、生活様式や価値観の多様化が見られ、地域社会での人と人とのつながりが希薄化していく傾向があります。また、そう遠くない将来、人口減少や更なる少子高齢化社会の到来など、これまで経験したことのない時代を迎えることも予測されています。

こうした時代を迎えようとしている今、より良いまちづくりを進めるためには、市民自らが考え行動するとともに、地域での人と人とのつながりが大事になります。そして、市民と議会と行政が手を携えてそれぞれの力を発揮し、協力し合い、助け合う仕組みを作ることが必要です。

私たちは、自らの意思と責任に基づいて、未来に向かって知恵と力を出し合い、みんなで協働のまちづくりを進めていきます。

そして、私たちは、自治が確立され、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せと感じるまち、誇りの持てるまちを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、議会及び行政が、互いの立場を理解し、助け合い、協力し合うことで築くまちづくりの基本原則を定めることで、自治を推進し、理想のまちを実現することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、戸田市の自治の推進に関する基本的事項を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。

(定義)

第3条 この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。

(1) 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営むもの

エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体(以下「町会・自治会等」といいます。)

オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体（以下「ボランティア団体等」といいます。）

(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり 協働により、誰もが住みやすい理想のまちを実現するための取組をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

（協働の原則）

第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。

（参加・参画の原則）

第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。

2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

（情報共有の原則）

第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。

2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。

（協議の原則）

第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。

第3章 市民

（市民の権利）

第8条 市民は、まちづくりの担い手として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有し、議会及び行政に対し、その保有する情報の公開を求めることができます。

（市民の役割）

第9条 市民は、自治の主体であることを自覚し、市民相互の連携を図って地域課題を自ら解決する意識を持つよう努めます。

2 市民は、互いに尊重し合い、かつ、近隣との交流を深め、共に助け合える地域社会づくりに努めます。

3 住民は、町会・自治会等及びボランティア団体等をまちづくりの担い手と認識し、その

活動を尊重するよう努めます。

(市民活動団体の役割)

第10条 町会・自治会等は、多くの地域住民の参画を促しつつ、子どもや若者も参加しやすい地域に根ざしたまちづくりを推進するよう努めます。

2 町会・自治会等及びボランティア団体等は、開かれた団体運営に努めるとともに、次代を担う指導者の育成に努めます。

3 町会・自治会等及びボランティア団体等は、互いに連携し、協力してより良いまちづくりに努めます。

第4章 議会

(議会の役割)

第11条 議会は、戸田市議会基本条例(平成24年条例第1号)の定めるところにより、次のとおり活動します。

(1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。

(2) 市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。

(3) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。

(4) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。

第5章 行政

(行政の役割)

第12条 行政は、公平・公正な市政運営を行います。

2 行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

(市長の役割)

第13条 市長は、中長期的視点から市の将来像を示し、まちの発展のため総合的かつ計画的な市政運営を行います。

2 市長は、理想のまちの実現に向け、市民及び議会にまちづくりの推進を働きかけます。

(職員の役割)

第14条 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と技能の向上に努め、市民との信頼関係のもと、まちづくりに取り組みます。

(行政運営)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定します。

2 行政は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表

します。

(財政運営)

第 16 条 市長は、財源の確保及びその効果的かつ効率的な活用を図り、健全な財政運営を行います。

2 市長は、財政及び財産の状況を分かりやすく市民に公表します。

第 6 章 まちづくりの仕組み

(参加と連携)

第 17 条 行政及び議会は、会議その他の会合に市民が参加しやすくなるよう、市民が情報を知る多様な手段を整備し、これを周知します。

2 市民は、まちづくりにおける市民同士の連携の重要性を考え、自ら集い、意見交換のできる場を設定し、又は機会を作り出すよう努めます。

(情報の共有)

第 18 条 行政は、積極的な情報提供とともに、市民の知る権利を保障し、保有する情報を原則として公開します。

2 市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。

(住民投票)

第 19 条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、個別事案ごとに別に条例で定めます。

第 7 章 実効性の確保

(戸田市自治基本条例推進委員会)

第 20 条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市民（団体の場合は、その代表者）を含む多様な委員により構成します。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第 21 条 市長は、4 年を超えない期間ごとに、委員会に諮問することで、この条例の見直しの検討を行います。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

○戸田市外部評価委員会条例

平成28年6月30日

条例第21号

(設置及び目的)

第1条 市が実施する行政評価について、市民等の外部の視点で評価することにより、客観性及び透明性を確保するとともに、職員の行政評価に係る能力の向上を図るため、戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価の評価を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善に関すること。
- (3) その他行政評価の評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内企業経営者
- (3) 市民又は市民活動団体関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部共創企画課において処理する。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

各施策の評価結果

(2) 施策8 ※中心となる部局：市民医療センター

施策

8

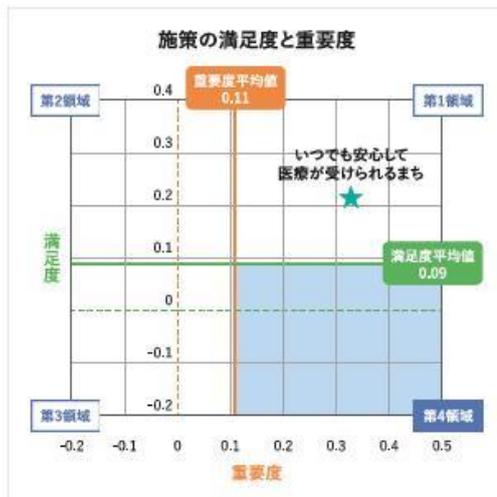
地域医療体制の強化

【施策の目的】

救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。

現況と課題

- 少子高齢化が急速に進むなか、国は、病床機能の分化・連携や在宅医療の推進、地域包括ケアシステム^{*}の構築などの医療・介護サービス提供体制の改革を進めています。埼玉県においても、医療と介護の連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築の更なる推進に取り組んでいます。
- 戸田市では、人口増加が続くとともに、高齢化率^{*}も上昇し、今後患者の増加が予測されます。また、高齢化に伴い、要支援・要介護者も増加し、在宅医療の需要がますます増えると考えられます。
- 地域医療体制を強化するため、関係機関との連携を深め、医療の分野において地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。
- 市民に必要な医療を提供していくため、市民医療センターを良好に運営していく必要があります。また、災害時医療や認知症対応などに関して、公的機関としての役割を明確にし、実行していく必要があります。
- 戸田市の医療費負担が上昇していることから、適切な医療受診を働きかけていく必要があります。



埼玉県立南稜高等学校 協力・提供





取り組みの方針

(1) 関係機関との連携の強化

- ★ 医師会や保健所などの関係機関と連携し、救急医療体制の確保や災害時の医療体制の整備に取り組みます。
- 地域医療体制を強化するため、民間の医療機関との連携を深めます。

(2) 医療の分野における地域包括ケアシステム構築の推進

- 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、訪問診療や在宅療養支援ベッド[※]の確保など、在宅医療に積極的に取り組みます。
- 市民医療センターが医療の分野でセーフティネットとしての役割を担うため、認知症対応等の医療・福祉施策に率先して取り組みます。

(3) 市民医療センターの良好な運営

- 利用者へのアンケートにより利用者ニーズを把握し、受診環境の改善に取り組みます。
- 市民医療センターの周知や広報活動を強化し、介護施設との連携により患者を受け入れます。また、医療機関との連携により患者の紹介・逆紹介を増やし、収益の増加に取り組みます。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
外来診療枠数	市民医療センターの外来診療の枠数	1,530枠	1,610枠	週当たり2枠増×40週
訪問診療件数	市民医療センターの訪問診療の件数	284件	300件	6%増で推計
紹介・逆紹介患者数	他医療機関から市民医療センターへの紹介患者数、市民医療センターから他医療機関への逆紹介患者数	624人	655人	5%増で推計

関連計画

- 戸田市立市民医療センター経営改革プラン



施策8 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		A 妥当である	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	6件	1件	0件	0件	
外部評価委員の意見					
【A 妥当である】					
① 事業の構成としてはおおむね妥当であると考えが、「医療機関との連携の強化」という課題への取組が現状の事務事業からは読み取りにくい。連携事業として打ち出したほうがよいのではないか。					
② 施策目的に対して県による医療（体制）政策の前提の下、不足する事業は無いと思われる。					
③ 市民医療センターの運営および市民医療センターに係る医療機関・医師会等との連携を中心とした事務事業が記載されており、地域医療体制の強化のための事務事業として妥当なものであると評価した。					
④ 施策の目的と主な取組内容は十分であり、「ロジックモデルシート」の最終成果である①救急医療を含めた地域医療体制が確保された状態、②公的医療機関としての機能が強化された状態、③診療機能が充実した状態が達成できる事務事業である。					
⑤ 機能的に手術ができない事や駅から離れた立地的な制限のある中で今後も引き続き地域医療を整える役割をしっかりと果たしてほしいという願いを込めて妥当であると判断する。					
⑥ 施策8に含まれる「診療事業」「訪問看護事業」「地域医療体制推進事業」などの各事務事業によって、医療機関との連携、困難事例への積極的な訪問看護、効率的な施設管理などの取組が適切に実施されていると感じられた。常勤内科医師の不足という課題はあるものの、市民が安心して医療を受けられる体制の強化におおむね貢献していると判断する。					
【B 改善(小)】					
⑦ 専門性の高い分野なので確たる指摘は出来ないが、明確に OK とは言いがたい。					

施策8 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	1件	5件	1件		
外部評価委員の意見					
【A 妥当である】					
① 今後、各指標の目標値のアップに努力を期待します。					
【B 改善(小)】					
② 医療人材はローカル・コモンスの性質を持つ。認知症初期集中外来の新設など新規産出項目への資源投下量の拡大の内容と産出目標拡大の内容との対照が必要である（アウトプット目標値が現実離れしている可能性は無いか）。 救急搬送での“たらい回し”状況については実際に救急部門からデータが入手できているとヒアリングの場で報告があった。こうした事象などの“安心”を測る情報を効果測定指標に取り入れられるか否かの検討が必要ではないか。					
③ 施策が「地域医療体制の強化」であるものの、施策指標は基本的に市民医療センターを中心とした指標のみとなっている。 戸田市は「南部保健医療圏」に属することから、地域医療の構築・強化にかかる包括的な指標を定めることができないかを議論する必要があるように感じられた。 実際の事務事業においては「南部保健医療圏」における医療機関・医師会との連携を図る取組みの記載も多く見られることから、市民医療センターにかかる一般的な活動指標のみではない指標を設定できる可能性もあるものと思慮される。					
④ 救急医療に関する取組や実績が指標からは読み取れないので、付け加えたほうがいい。					
⑤ 専門性の高い分野なので確たる指摘は出来ないが、明確に OK とは言いがたい。 現状分析の仕方によっては、他に妥当な指標も出てくるのではないかとと思われる。					

- ⑥ 施策目標に設定されている「訪問診療件数」は目標を大きく下回っている。医師を充足できれば積極的に訪問診療を行い件数を増加させるとのことだが、医師の確保に大きく影響を受ける施策目標になってしまっているため目標値の見直しや、質的な成果を捉える新たな指標の検討が必要と思われる。

【改善(大)】

- ⑦ 外来診療枠数はストラクチャー指標ではないだろうか。
紹介・逆紹介患者数、訪問診療件数、訪問看護件数はいずれも供給側のアウトプット指標である。
「地域医療体制の強化」という施策名に引っ張られたためか、総じてアウトプット指標が設定されてしまっている。

施策8 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		→ 維持
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小
	1件	5件		1件
外部評価委員の意見				
【↑増加】				
① 施策の目的と最終成果の達成のため予算の増加は必要です。				
【→維持】				
② 国の診療報酬、薬価改定の動向からの影響が大きいと考えられるが、改定の情報は現時点では把握できないので、病院運営費の補助金事業の内容を含め現行水準での計画見込みのとおりで問題ないと思われる。				
③ 将来的な予算を微減としている点について、国からの予算確定の見通しを考慮して微減としているという回答については理解できる一方で、一般に人件費が増加していく流れがある中で、本来は、医師・看護師の人件費も増加基調にあり、随時、予算が補正されていくものと考えられる。また、地域医療の中で不足している診療分野に資源を振り分けている点も評価できる。 以上の点を総合的に勘案すると「予定どおり」と考えられるため、「維持」と評価した。				
④ システム入れ替えのため一時的に増加となっているがその後は維持でよいと思う。				
⑤ 維持ベースで状況に応じて増・減を考えるべき。				
⑥ 公的医療機関として安定した運営を維持することが可能と考えられる。				
【↓縮小】				
⑦ 担当部署の説明には一定の合理性があると考ええる。				

施策8 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		→ 維持
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小
	3件	4件		0件
外部評価委員の意見				
【↑増加】				
① 担当部署の説明には一定の合理性があると考ええる。				
② 施策の目的と最終成果の達成のため、医師と医療職の人員確保は必要です。				
③ 医師確保のため、人材紹介会社へのシステム利用料や紹介手数料の支払い、医師や看護師への待機手当の支給といった具体的な取組が行われており、地域医療体制の強化には人員の増強が不可欠であるため。				
【→維持】				
④ 現行の医療職（医師）の報酬の市場妥当性は判断が難しいが、計画では現在の報酬水準を前提に医師の補充予定分を含めた人員態勢が計上された人員計画となっている。				

- ⑤ 現状において、内科医 1 名に欠員が出ており、補充の方向性が示されていることから、「予定どおり」と考えられるため「維持」と評価した。
- ⑥ 不足している医師が早く決まり適正な人数で運営できた場合維持でいいと判断する。
- ⑦ 維持ベースで状況に応じて増・減を考えるべき。

施策8 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 2040 年を見据えた新たな地域医療構想について、厚生労働省では 7 月に新たな検討会を設け、都道府県向けのガイドライン（指針）を 2025 年度内に作る方針である。
埼玉県地域医療計画の内容についても熟知しておいてほしい。
- ② 介護予防ケアプラン作成数という供給量が事業目標に設定されているが、市内全体でのケアプラン作成件数に対する本施策内事業での供給割合や、地域包括支援センター立地に基づく人口比から見た動向など、“カバー率”から見ての施策・事業のモニタリングも重要ではないか。
後期高齢者では広域連合からのレセプトデータが利用可能と思われる。戸田市における教育分野での EBPM の取組、あるいはデータヘルス計画での取組の成果の応用が期待される。
- ③ 第一次医療で、他の民間医療機関では対応できないような診療科を設け、地域医療の不足部分を補う方針を示している点は、評価できる。
一方で、どの公的医療機関でも同様であるが、医療センターの維持にかかる特別会計の赤字補填のための繰入金についての評価は検討課題であるものと思慮される。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ④ 少しでも、戸田市西部地域に住んでいる市民に安心して医療を受けられる医療センターであってほしいと思います。
- ⑤ 地域包括ケアシステム構築は、当センターが市の中心となって機能しなければならないと考えるが、県や近隣市との連携において、診療所ベースとその役割が果たせるのか疑問である。
- ⑥ 近隣市の公的医療機関との比較で戸田市立市民医療センターのみ診療所であることを初めて知り、病床数や体制の違いを理解することができました。
今後市民からのニーズがどんどん増えていくと思われるので今後備えた地域医療の整備を進めていくことを期待しています。

施策

12

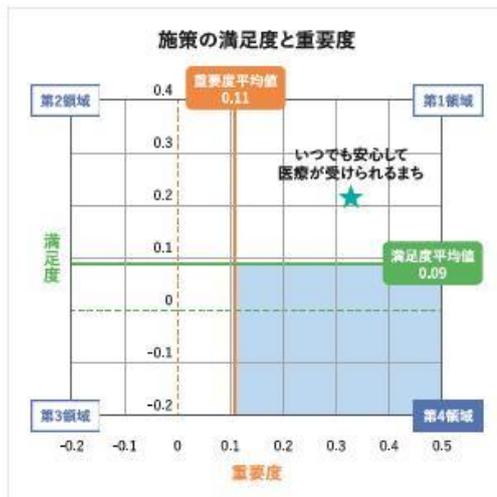
国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営

【施策の目的】

社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度^{*}及び後期高齢者医療制度^{*}の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。

現況と課題

- 高年齢層の増加や医療の高度化等に伴う医療費の増加、国民健康保険被保険者数の減少などが進むなか、国は社会保障制度を安定的に運営するため制度改革を行っています。その結果、国民健康保険制度については、平成30年度(2018年度)から埼玉県と各市の共同運営になりました。
- 戸田市の国民健康保険においても、一人当たりの医療費の増加や被保険者数の減少が進んでいます。このため、戸田市の国民健康保険財政については、一般会計からの法定外繰入^{*}により財源を補填している状況が続いています。
- 後期高齢者医療制度では、高齢化の進展により今後も被保険者数増加が継続する見込みです。このため、取扱件数の増加による窓口サービスの質の低下を防ぎ、適正な後期高齢者医療保険サービスの提供を継続していく必要があります。
- 国民年金制度については、適正な事務を執行するとともに、制度に対する不安の解消が求められています。





取り組みの方針

(1) 国民健康保険制度の安定的運営

- 国民健康保険制度については、国民健康保険税収入の適正な確保や医療費の適正化、保険給付の適正な実施などに取り組み、一般会計からの法定外繰入の段階的な削減を図ります。
- 特定健康診査[※]等の保健事業を効果的に実施し、国民健康保険加入者の健康増進を図ることにより、医療費適正化を推進します。

(2) 後期高齢者医療制度の安定的運営

- 後期高齢者医療制度については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度改正や被保険者増加の状況に適切に対応し、安定的なサービス提供に努めます。

(3) 国民年金事務の適正な執行

- 国民年金の免除申請や資格取得喪失手続きに関する窓口サービスの適正管理に努め、日本年金機構と連携して国民年金の相談業務に柔軟に対応します。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
国民健康保険の法定外繰入金	一般会計からの補填額	690,055千円	0千円	埼玉県国民健康保険運営方針における削減・解消すべき赤字額を適用
後期高齢者医療保険料の収納率	後期高齢者医療制度保険料の収納率	98.75%	99.35%	埼玉県内市町村の平均値
国民年金の納付率	国民年金の現年度納付率	66.9%	74.7%	埼玉県の納付率を準用

関連計画

- 第3期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 第2期戸田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）



施策12 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		A 妥当である	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	6件	1件	0件	0件	
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 総合振興計画との整合性は図られていると解する。</p> <p>② 法的義務のある事業で基本的に構成されている。国民健康保険も後期高齢者医療も県単位の枠組みであり、事業の縮小・廃止についての市の裁量は無い。</p> <p>③ 国や県によって定められた事務事業の実施がなされているものと考えられるため、事務事業の内容としては特に過不足なく「妥当である」と判断した。</p> <p>④ 社会保障制度であるため、国や地方公共団体から成り立っていますので、評価が思うようにできませんが、概ね妥当である。</p> <p>⑤ 今のところ問題なく妥当と判断する。</p> <p>⑥ 施策12を構成する個々の事務事業は、適切に実施されていると判断する。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>⑦ 制度そのものが実態に合わない現状でつぎはぎ的に運用されている実態であることから、不満ではあるが、実態を認めるしかない。</p>					

施策12 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果 ※1名評価なし	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	1件	4件	1件		
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 法定外繰入金削減でR6年度は素晴らしいです。その他収納率また納付率の向上を期待します。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>② 国民健康保険制度が県内統一保険料へ制度移行するため、予定される県内統一保険料金額に基づき計算された金額と市の現状とのギャップを明示して総合振興計画の取組方針である「安定的運営」の度合いを測定する事の方が望ましいのではないかと感じました。</p> <p>③ 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の「円滑な運営」という観点から、施策指標は「運営の財源確保」という観点に焦点を絞った内容となっている。</p> <p>この観点は制度の維持・充実のために重要であるが「財源を使って運営された結果に関する指標」という観点を検討することも一法であるものと感じました。</p> <p>④ せっかく保険税の納付方法を口座振替やコンビニ納付など多様な方法を増やしているのに、そのような具体例をロジックモデルシートへも記載したほうが良い。</p> <p>⑤ 施策12は「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営」を目指していますが、その進捗を測る指標の設定が収納率や納付率などのアウトカムのみになっており、「円滑な運営」の達成状況を測る新たな指標の検討が必要と思われる。</p> <p>【C 改善(大)】</p> <p>⑥ 「社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けている状態」が最終成果である。このような状態を測定するための指標として設定されているか、疑問が残る。制度が維持されているかどうか最終成果として設定されてしまっている。</p> <p>【評価なし】</p> <p>⑦ 制度そのものが実態に合わない現状でつぎはぎ的に運用されている実態であることから、不満ではあるが、実態を認めるしかない。</p>					

施策12 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		→ 維持
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持	↓ 縮小	
	1件	6件	0件	
外部評価委員の意見				
<p>【↑増加】</p> <p>① 短期的には増加であるが、その後は横ばいとするに妥当性がある。</p> <p>【→維持】</p> <p>② 国による診療報酬改定や高額療養費制度改正の動向、さらには保険料引下げの議論からの影響が見通せないことから、現状値に基づく計画どおりとせざるを得ないのではないか。</p> <p>③ 予算上、一般会計繰入額が減少した理由が保険税率の上昇であれば、次年度予算も減る形ではないかと考えられたが、団塊世代の医療費のボリュームゾーンが移動し、高額医療等もあって、予算を引き上げる要因になっている状況であるという回答を得た。この点を総合的に考慮すると、一般会計の予算額は「維持」という判断は相応なものと感じられた。</p> <p>④ 不安定な経済情勢のなか、国保税等の歳入確保に努力してください。</p> <p>⑤ 増加とも思うが維持した予算でやりくりできるよう工夫してほしい。</p> <p>⑥ 維持ベースで、可能な限り縮小を考えてほしい。</p> <p>⑦ 現状では国民健康保険特別会計の運営費用を歳入のみで賄うことができず、一般会計からの繰入に依存しているという課題があり、令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」によって医療保険料に上乘せ徴収される費用は増えるものの、市の予算としては、現在の水準を維持しつつ、歳出削減努力と一般会計からの繰入解消に努めるため。</p>				

施策12 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		→ 維持
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持	↓ 縮小	
	1件	6件	0件	
外部評価委員の意見				
<p>【↑増加】</p> <p>① 短期的には増加であるが、その後は横ばいとするに妥当性がある。</p> <p>【→維持】</p> <p>② 基本的に直営の対人ケアサービスではないため、計画どおりで問題ないと思われる。</p> <p>③ 「現行制度を維持していくための人員の確保」という観点から、「維持」は妥当なものと思慮される。</p> <p>④ 現状維持にて適切な運営にて乗り切ってください。</p> <p>⑤ 妥当と判断する。</p> <p>⑥ 維持ベースで、可能な限り縮小を考えてほしい。</p> <p>⑦ 施策全体の目標として歳出の削減が掲げられていることを考慮すると、人員を大幅に増加させる方針ではないため。</p>				

施策12 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 子ども・子育て支援金制度開始に伴う徴収金額値上げを受けて生じるおそれがある保険料未納について市の裁量内での工夫について検討を進められたい。
国民年金法・国民健康保険法は共に1980年代に国籍要件が、2010年代には外国人登録制度が廃止されたことを考えると、高齢期の外国人住民への対応を本施策の中でどのように改善してゆくのか要検討事項と思われる。
- ② 一般市である戸田市では「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の運営」にかかる権限委譲が政令市・中核市・特例市と比べて少ないため、どうしても県との役割分担のもとで施策を粛々と進めるという観点になってしまうため、市民目線で「制度を運営した結果として実現される世界観」の周知が制度の維持・充実に必要なものではないかと感じた。
- ③ 納付しやすい環境の整備や地方税共通納税システムの周知をすることで今までリーチできなかった層の納付率向上につながると思うので、口座振替以外の目標も検討するとよいと思う。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ④ ロジックモデルに基づく施策概要のプレゼンでは、原稿を読まれていたようであるが、ご自身の言葉で説明されてもよいのではないかと。
- ⑤ 社会保障制度は多岐にわたり、国・県・市町村など、様々な主体がそれぞれ役割を担い、連携しながら実践していく制度です。健康福祉部職員の皆様に敬意を表します。
- ⑥ 年金制度の課題は行政としての不作為がまねいた典型的な事例であることから、公務員のあるべき姿として制度の趣旨を常にしっかり捉え、現状と将来との整合性の意を用い、将来に禍根を来たさないような制度の整備を提言していただきたい。

施策
17

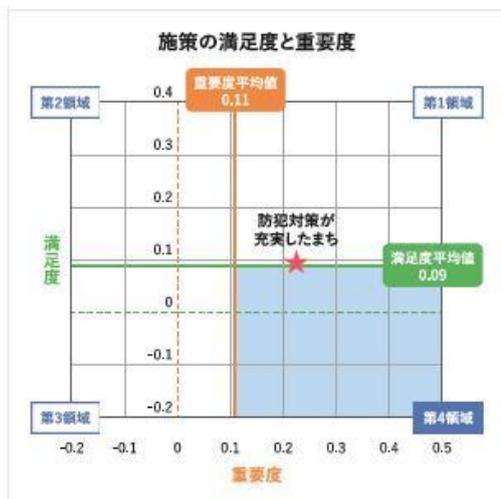
防犯体制の強化

【施策の目的】

市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。

現況と課題

- 戸田市では、平成9年(1997年)から平成14年(2002年)まで、6年連続で犯罪発生率が埼玉県内で最も高い状況にありましたが、各種防犯対策を講じた結果、刑法犯認知件数は、ピーク時の平成15年(2003年)の4,610件に比べ、平成30年(2018年)は1,201件と約4分の1に減少しています。一方、自転車盗や振り込め詐欺など一部の犯罪は依然多発しており、引き続き防犯対策が求められています。
- いいとだメール[※](防犯)の登録者数は増加傾向にあるものの、更なる登録者数増加の促進に取り組み、犯罪発生情報や対応策などの情報提供を通じて、市民一人ひとりの防犯意識を高めていく必要があります。
- 自主防犯活動の中心の実施主体として防犯パトロールなどを行っている町会・自治会については、活動員の高齢化が進んでおり、継続して実施するための支援や新たな自主防犯活動団体の参加が求められています。
- 犯罪が起りにくい環境をつくるため、市職員などによる青色回転灯装備車両によるパトロールなどの防犯活動を引き続き実施していく必要があります。



埼玉県立南稜高等学校 協力・提供





取り組みの方針

(1) 市民の防犯意識の向上

- ◆ 市民に対する情報発信や啓発活動に努め、防犯意識の向上を促します。
- いいとだメール(防犯)を活用し、防犯情報を円滑に共有するとともに、様々な媒体を活用した情報提供の手段を検討します。
- ◆ 市内の事業者に対する防犯講話や出前講座などを通じて防犯意識の向上を促します。

(2) 自主防犯活動の支援

- ★ 自主防犯活動団体に対して、継続的に情報を提供するなど、活動に対する支援を行います。
- 市内の事業者などに対して自主防犯活動への参加を募るなど、自主防犯活動団体の拡大に取り組み、防犯活動の活性化を図るとともに、市民の防犯意識高揚と犯罪抑止に取り組みます。

(3) 犯罪が起こりにくい環境づくり

- ★ 地域安全ステーション*を拠点にパトロール活動や自主防犯活動団体への支援を行うとともに、市民からの防犯相談などにも応じます。
- 公用車への青色回転灯装備を計画的に進め、市職員によるパトロール活動を実施します。
- 警察や地域と密接に連携しながら効果的な対策を講じ、犯罪が起こりにくい環境をつくります。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
防犯対策が充実していると感じている割合	防犯対策が充実していると感じている市民の割合	25.3%	27.1%	【市民意識調査】平成26年度(2014年度)の値に改善
犯罪発生率	市内の人口千人あたりの年間犯罪発生率	8.6	7.6	埼玉県防犯のまちづくり推進計画を準用し、1(約11.6%)減算



施策17 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	5件	1件	0件	1件	
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 事務事業の構成としては妥当であると考えられる。</p> <p>② 必要な防犯体制の確保に向けたハードとソフトの両面から事務事業が構成され、多様化する詐欺対応に関する施策も検討されるなど、幅広く事務事業が検討されているものと感じられたため。</p> <p>③ 戸田市みんなでつくる犯罪のないまち条例に相応しい事務事業であると思います。</p> <p>④ おおむね妥当であると判断する。</p> <p>⑤ 施策17を構成する個々の事務事業は、適切に実施されていると判断する。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>⑥ 児童への防犯教育は教育委員会所管のため本施策の枠外であるとヒアリングの場では説明されたが、一方で月額500円の保護者負担により子供向け防犯タグの事業は展開されている。児童を接点とする複数所管部署による事業があるのであれば、ロジックモデル上での位置づけ(施策のデザイン)を見える化することが望ましいのではないかと。</p> <p>【D 縮小・休止・廃止】</p> <p>⑦ 警察との連携をベースとした役割の分担を明確にした上で、施策や達成手段を考えるべきと思う。</p>					

施策17 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	1件	5件	1件		
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 「まちの治安が保たれ、犯罪のない地域社会が実現された状態」という最終成果を測る指標として、市民アンケートにもとにした防犯対策の充実を感じる市民の割合や犯罪発生率は十分ではないと感じつつも、他の指標も現状では思いつかない部分もあり「現状ではこれしかない」という点で「妥当」と評価した。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>② 人口当たりの犯罪発生件数に加え、そのもとになる指標である刑法犯認知件数を設定することを期待する。</p> <p>③ 施策効果計測の基礎資料に利用されてきた県警発表データの形式が変更されたことヒアリングの場で報告があった。それを踏まえると、同じ形式・項目を使い続けることはできないので修正が必要と言える。</p> <p>④ 防犯対策とは大きく2つに分けることが出来ると思います。</p> <p>1つは自ら考え、行動する対策と、もう一つは、公的また地域社会での防犯対策があると思っておりますので、指標をもう1～2つ増やしてもと思います。</p> <p>⑤ 具体的な防犯に関する取組がわかる指標を入れるべき。</p> <p>⑥ 施策17では「犯罪発生件数」と「防犯対策が充実していると感じている割合」の2つの主要指標が設定されていますが、「防犯対策が充実していると感じている割合」については、市民意識調査で「どちらともいえない」と回答する割合が約5割と高く、指標としての感度に課題があります。さらに、市民の防犯意識が高まると危険を感じる人も増えるため、この指標が必ずしも防犯体制の充実度を適切に反映しない可能性も示唆されているため、指標の再検討か別の質的な成果を捉える新たな指標の検討が必要と思われる。</p> <p>【C 改善(大)】</p> <p>⑦ 指標の設定は、施策の目的達成状況を測る指標となっていない。</p>					

施策17 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		→ 維持	
各委員の	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小	
評価結果	3件	3件		1件	
外部評価委員の意見					
【↑増加】					
① 当面は増加基調であると考えられる。					
② 防犯体制の強化と防犯対策の推進のため。					
③ 見守り防犯カメラリプレイス等が予定されており、さらなる防犯体制の強化のために増額の必要がある。					
【→維持】					
④ ネットワーク化された防犯カメラの画像解析などの付加価値サービスの活用・展開がある場合に要する費用には見えない面があるが、防犯カメラシステム更新費を計画どおりと考えるため					
⑤ ハード面の整備にかかる予算増が計上され、その整備が終われば予算減となる展望が示されており、相応と考えられるため「予定どおり」という観点から「維持」と判断した。					
⑥ 新たな事業の導入やそれに対応する人員の増強が計画されていますが、施策全体としては、現在の防犯体制の成果を維持しつつ、大きな予算増を伴わずに効率的な運用を目指す方針であるため。					
【↓縮小】					
⑦ 行政分担を整理した上で、縮小できるところを縮小すべきと考える。					

施策17 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		→ 維持	
各委員の	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小	
評価結果	2件	4件		1件	
外部評価委員の意見					
【↑増加】					
① 防犯体制の強化と防犯対策の推進のため。					
② 約 400 台の見守り防犯カメラの一元管理に向けたリプレイス（令和 8 年度から予定）の準備に必要な人員の確保。加えて、令和 7 年度から開始される特殊詐欺防止のための自動通話録音機の無償貸出事業、家庭用防犯設備の補助事業、若者の「闇バイト」関与防止に向けた公民連携事業といった新たな具体的な取組の推進にも、人員の増強が不可欠なため。					
【→維持】					
③ 人員に関しては現状維持で対応できるものと推察される。					
④ 特に問題ないと考えられるため。					
⑤ 現状において、必要な事務事業を検討・実施するための過不足のない人員体制で進められており、人員に対する予算も横ばいであることから「維持」の評価は相応と判断した。					
⑥ 現状維持で妥当と判断する。					
【↓縮小】					
⑦ 行政分担を整理した上で、縮小できるところを縮小すべきと考える。					

施策17 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 埼玉県は、民間で組織する防犯パトロール団体数が全国1番であります。
戸田市としても埼玉県で上位クラスの防犯対策の充実したまちと評価いただける自治体でありたい。
- ② 警察と重なる行政分野であることから、これとの連携をベースに市としての行政を考えるべきと思う。
例えば、防犯パトロールや、安全ステーション等の実働を伴うような活動は、むしろ警察の分野ではないかと思う。
- ③ 防犯カメラ設置が県内トップクラスなのは一市民として非常に安心感につながるのもっと周知すべきだと思いますし、戸田市住まいの防犯補助事業も市民の安心感につながるとてもよい事業だと思うので、今後も市民が真に安全を実感できるような施策運用を期待しています。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ④ 外部評価ヒアリングでも指摘したことだが、犯罪発生率という指標は、市内の人口千人あたりの年間犯罪発生率ではなく、年間犯罪発生件数ではないだろうか。
犯罪の多様化に伴い、今後、既存事業で十分対応できないことも想定されるので、警察との緊密な連携がより一層望まれる。
- ⑤ 機能的な防犯カメラを様々な場所に設置する事業が計画されているため、当該事業実施以後、防犯カメラの設置が周知されれば「防犯対策が充実していると感じている市民の割合」は向上するのではないかと考えられる。今後の防犯カメラの設置の周知と今後の市民アンケートの防犯対策の結果に注目していきたい。

施策

20

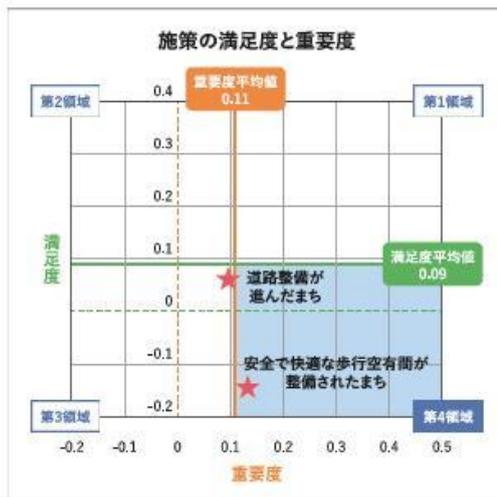
安全な道路環境の整備・推進

【施策の目的】

市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。

現況と課題

- 安全で快適な道路環境の創出に際し、少子高齢化が進むことを踏まえ、子どもから高齢者、障がい者まで、誰もが安心して通行できる道路環境を整えていく必要があります。
- 道路や橋梁などの社会資本ストック^{*}の老朽化が進行していることから、その維持管理・更新に当たっては適時適切な点検・保守を行うとともに、効率的かつ効果的な修繕・改修により、最少のライフサイクルコスト^{*}で機能を維持する必要があります。
- 交通事故発生件数については減少傾向にありますが、近年高齢者による事故が大きな割合を占める傾向にあります。
- 自転車事故に伴う高額賠償事例が全国各地で見られるなか、被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県は埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例を改正し、埼玉県内で自転車を運転する場合には自転車損害保険等への加入が義務化されました。
- 戸田市では、負傷者を伴う人身事故の件数は減少傾向にありますが、自動車・自転車が関係する物損事故の件数は増加傾向にあります。
- 自動運転の普及など、新たな技術に対応した交通安全対策が求められています。
- 今後引き続き幅広い世代への啓発を通じて、交通安全意識を醸成していく必要があります。特に、増加が予想される高齢者の関係する交通事故の防止に向けて、運転免許証の返納を促していくことも重要です。
- 交通安全施設や路面標示については、危険個所を適切に把握し、計画的に整備・修繕を進める必要があります。





取り組みの方針

(1) 安全・安心な市内道路網の整備

- ★ 歩行者の安全を第一とし、交通量の多い道路をはじめとした市内の全域について、都市計画道路の整備や道路空間の再配分、無電柱化を推進します。
- ★ 国や埼玉県、埼玉県警察、埼玉県公安委員会などと連携し、誰もが安全に通行できる道路環境を整備します。

(2) 道路・橋梁の老朽化対策

- ★ 道路・橋梁については、定期的なパトロールや調査・点検を行い、緊急性の高いものからライフサイクルコストの縮減に向けた計画的な修繕・改修を進める予防保全型の管理を行います。

(3) 市民の交通安全意識の醸成

- 市民の交通安全意識の醸成に向け、地域や交通安全関係団体、警察と連携し、各種啓発イベントや交通安全教室などを実施します。
- 高齢者の交通安全確保に向け、運転免許証の返納を促します。

(4) 交通事故を防ぐ環境の整備

- ★ 交通安全施設や路面標示については、年度ごとに重点地域を定めた計画的な整備を進めます。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
周りの道路の安全性がよいと感じている市民の割合	周りの道路の安全性がよいと感じている市民の割合	16.2%	18.0%	【市民意識調査】平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの増加率の平均値(年0.3%)を加算
交通事故発生総件数	市内の交通事故発生総件数	2,739件	2,739件以下	増加傾向の中で、当初値以下を目指す
道路損傷による事故発生件数	市道における道路損傷による事故発生件数	5件/5年間	3件/5年間	年当たり1件の実績から年当たり1件未満の水準へ

関連計画

- 戸田市交通安全計画
- 第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画
- 舗装維持修繕計画
- 戸田市橋梁長寿命化修繕計画
- 都市計画道路前谷馬場線整備事業 事業計画
- 都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業 事業計画
- 都市計画事業 新曽第二土地区画整理事業 事業計画
- 新曽中央地区 地区まちづくり協定



施策20 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		A 妥当である	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	5件	1件	1件	0件	
外部評価委員の意見					
【A 妥当である】					
① 市域は基本的に平坦な地形なため道路をふさぐ崖崩れへの対策（パトロール、法面工事など）も不要と思われるため					
② 「安全な道路環境の整備・推進」のために必要な事務事業が実施されているため、「妥当」と判断した。					
③ ハード面での道路環境の整備と並行してソフト面での歩行者、車両運転、自転車の運転等の交通安全対策についての交通安全運動、交通安全教室などの交通事故防止への取組として妥当である。					
④ 事務事業は妥当と判断する。					
⑤ 施策20「安全な道路環境の整備・推進」を構成する主要な事務事業は、その目的達成に向けておおむね妥当であると考えられる。					
【B 改善(小)】					
⑥ 事務事業の構成は妥当であると考えられるが、事業名については工夫したほうが良い。たとえば、「道路補修事業」の場合、道路だけでなく、橋梁なども含まれている。そのことがわかるような事業名にしてほしい。					
【C 改善(大)】					
⑦ ハード面の施策をベースに展開を考えるべきと思うが、それがクリアでない。					

施策20 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	1件	5件	1件		
外部評価委員の意見					
【A 妥当である】					
① 基幹道路が多くある戸田市において、「市内の交通事故の発生総件数」を指標とすると、市民以外の交通事故も多く含まれることになるため、戸田市の施策の取組を評価するための指標として判断が難しく、評価のために一定の工夫が必要であるように感じられるが、「安全な道路環境の整備・推進」を測るうえで欠かせない指標であるため「妥当」と判断した。					
【B 改善(小)】					
② 客観的指標を中心に、補足的に主観的指標が設定されている。 駅周辺の放置自転車台数という指標を設定したほうが良い。					
③ 高齢者に対する運転免許返納促進が総合振興計画上で定められているため、その成果を測定する指標（運転免許証返納者延べ数や高齢者全体に対する運転免許証返納者の割合など）が設定されると良いのではないかと。 交通安全施設や路面標識の年度ごとの重点地域指定で整備を進めると総合振興計画上で定められている。整備前と整備後での変化（交通事故発生件数など）を可視化する（サブ）指標を用いても良いのではないかと。					
④ 市民意識調査「道路の安全性がよいと感じている割合」の指標について、算定式・目標値・達成値等が理解出来る様、検討していただきたい。					
⑤ 施策で安全な道路環境の整備・推進と掲げているが、今の指標からは道路の整備に関わる内容を読み取ることが出来ない。道整整備に関する計画、内容、進捗があってもいい。					
⑥ 施策20の主要指標である「周りの道路の安全性がよいと感じている市民の割合」は市民の意識を反映するものの、「どちらともいえない」という回答が多い現状では、指標の解釈や目標設定の再検討が必要である。一部の指標（道路損傷による事故発生件数）は妥当ですが、施策全体の進捗を適切に評価するためには、主要な指標の目標設定と測定方法について改善が必要と思われる。					
【C 改善(大)】					

⑦ 指標の意味が不明。指標になっていない。

施策20 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		↑ 増加
各委員の	↑ 増加	→ 維持	↓ 縮小	
評価結果	4件	3件	0件	
外部評価委員の意見				
【↑増加】				
① 短期的には増加、その後は減少との説明に一定の合理性がある。				
② 安全な道路環境の整備と推進のため、事業予算は増加と判断します。				
③ 都市計画道路前谷馬場線の整備や自転車レーンにかかる費用として増額が必要である。				
④ 安全な道路環境の整備は、ハード面（道路整備、施設更新）とソフト面（交通安全啓発）の両面で継続的な投資が必要とされるため、総体として予算は増加傾向にあるため。				
【→維持】				
⑤ 都市計画道路整備のための用地買収費が最大の費用である。路線価変動が適切に見込まれているならば計画どおりでよいであろう。				
⑥ 道路整備のための用地買収の有無が反映された予算となっており「予定どおり」と判断できることから「維持」とした。 なお、八潮の道路陥没事故の件もあり、令和8年度には大規模な点検が行われることから、その中で検出された場合には令和10年度以降に予算化される可能性もあるため、適宜、予算編成の動向を注視していく必要があるものと思慮される。				
⑦ 維持ベースで縮小を考えるべき。				

施策20 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		→ 維持
各委員の	↑ 増加	→ 維持	↓ 縮小	
評価結果	2件	5件	0件	
外部評価委員の意見				
【↑増加】				
① 予算増加のため、人員の確保も必要かと思えます。まずは、退職者を無くす事です。職場環境の充実に努力してください。				
② ハード・ソフトの両面から安全対策を進めていくためには技術系職員の確保が不可欠であるが、技術系中堅職員の普通退職も頻発しており今後増加すべきであるため。				
【→維持】				
③ 人件費については現状維持で対応することになるが、技術系職員の確保が不可欠である。				
④ 自治体間競争での地域手当改定の内容によっては人件費は拡大する可能性は否定できない。				
⑤ 多くの地方公共団体における技術系職員の確保が課題となっているように、戸田市における技術系職員の補填・維持・充実の観点 は重要であるため、今後は「増加」も視野に入れることも検討すべきであると感じたが、まずは、退職した中堅技術系職員の確保が優先的であることを鑑みて「維持」が相当と判断した。				
⑥ 技術系職員を確実に獲得した状態での維持と考える。				
⑦ 維持ベースで縮小を考えるべき。				

施策20 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 政策コミュニケーションの観点から県・県警との協議を経て道路事故対策を実施した改良箇所の情報は積極的に発信されることが望ましいと思われる。
インフラ保守に対して AI 利用等の技術革新が進む。市担当部署の技術水準を高めると共にサインディング調査等を通じて事業を担うより良い事業者選定に努めていただきたい。当施策は、多数の担当課があり、連携した事務事業にて施策の目的実現を達成してください。
- ② 行政区分として、警察とのラップする部分が多々見受けられるが、道路行政（ハード面）に主軸をおいた業務執行に注力すべきと思う。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ③ 本施策は施策 24「公共交通が利用しやすい環境の整備・推進」と内容的に重複する部分がある。事業の主目的がどの施策であるかを再度検討したうえで、ロジックモデルを点検・見直してもらいたい。
- ④ 市民 LINE を活用した道路損傷箇所の検出から道路補修につながるなどの取組は、程度の高低はあれど、業務委託により補修必要箇所を調査する取組を補助的に支援する取組として評価できるものと感じた。
- ⑤ 安全な道路環境は日々の暮らしに不可欠です。特に、交通安全施設の計画的な整備に加え、自転車や電動キックボードなど新しいモビリティに対するルール順守の徹底した啓発を実施し、市民が「安全だと実感できる」街になるよう、引き続ききめ細やかな交通安全対策と継続的な取組を期待します。

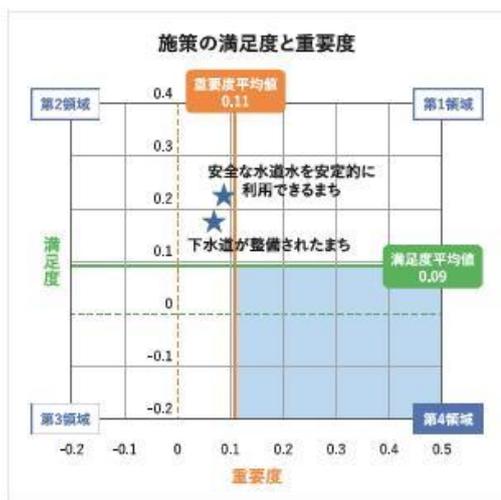
上下水道事業の効率的な運営・施設の充実

【施策の目的】

健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。

現況と課題

- 上下水道は、人々が清潔で快適な市民生活を営む上で重要な社会基盤です。市街地の拡大などに伴って全国的に整備が進められてきましたが、全国的に人口減少によって受益者が減少し、健全な事業運営に向けた課題が生じているほか、施設の老朽化なども問題となっています。
- 戸田市では当面、人口増加傾向を維持するものと予測されていますが、節水意識の向上や節水機器の普及により使用水量の減少が懸念されます。このため、水道事業の給水収益及び下水道事業の下水道使用料ともに横ばいで推移していくことが予想され、今後も、健全かつ効率的な上下水道事業運営を図っていく必要があります。
- 上水道については、高度経済成長時代に整備した水道施設が耐用年数を迎えており、水道管や浄水場施設の老朽化対策を進める必要があります。施設の耐震化については計画的に工事を進める必要があり、拠点となる浄水場から災害時の防災拠点や避難場所などの重要施設までを連絡する施設と管路の耐震化に取り組んでいます。
- 下水道については、汚水未整備地区の早期解消が求められており、公衆衛生の観点から早期に事業を推進していく必要があります。また、下水道事業の着手から約50年が経過し、耐用年数を迎える老朽管路についても計画的に更新する必要があります。





取り組みの方針

(1) 健全かつ効率的な上下水道事業の運営

- 水道事業・下水道事業ともにビジョンと経営計画を策定し、長期的な視野に立ち、計画的に事業運営を行います。

(2) 上水道施設の計画的な更新

- ★ 健全な事業運営に努めながら、水道施設の更新を計画的かつ効率的に推進します。また、過去の震災からの教訓をもとに、水道施設の耐震化を進めます。

(3) 下水道施設の計画的な整備

- ★ 汚水未整備地区の早期解消に向け、計画的かつ効率的に汚水処理施設の整備を進めます。また、老朽管路の更新については、管路内調査の結果を踏まえ、適切な更新工法を検討し、事業を進めます。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
水道料金回収率	給水にかかる費用のうち水道料金で回収する割合	95.0%	100%	戸田市水道ビジョン2014(改訂版)に基づく目標値
基幹管路の耐震化率	基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)総延長のうち耐震化を実施した管路総延長の割合	72.3%	85.6%	戸田市水道ビジョン2014(改訂版)に基づく目標値
汚水整備率	下水道(汚水)の整備率	92.9%	96.7%	整備予定面積を加算

関連計画

- 戸田市水道ビジョン2014(改訂版)
- 戸田市下水道ビジョン
- 戸田市水道事業中期経営計画
- 戸田市下水道事業経営計画
- 戸田市下水道事業 アセットマネジメント基本計画
- 戸田市下水道事業 中・長期事業計画
- 荒川左岸南部流域関連戸田公共下水道事業計画
- 戸田市下水道ストックマネジメント計画
- 戸田市下水道総合地震対策計画



施策23 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		A 妥当である	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	6件	1件	0件	0件	
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 方向性としては妥当であると考えらえる。</p> <p>② 「県水 100%」とする政策判断に立たない以上、浄水場運営は継続しなければならない。</p> <p>③ 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実という観点から、必要なソフトとハードに関する事務事業が設定されているものと判断した。</p> <p>なお、ロジックモデルシート上、上下水道の維持のための事務事業が記載されているが、汚水整備等の観点から、環境課の取組もブラスすることも必要であると感じた。</p> <p>④ 関連機関が多いが現状の事務事業で適正と判断する。</p> <p>⑤ 化学的合理性がベースとなる事業なので、手順を踏んで行うべきであり、妥当。</p> <p>⑥ 将来的な施設更新費用や維持管理費の増加といった課題は認識されているものの、現時点での事業の透明性と計画的な推進は全体として妥当と判断できる。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>⑦ 当施策は、インフラ施設を長期的な視点で捉え、効率的に維持管理していく業務であります。</p> <p>リスク評価に基づいて優先順位をつけ、的確にスピード感を持って、事務事業を目指してください。</p>					

施策23 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	3件	4件	0件		
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 最終成果を測定するための施策指標の設定として、妥当なものと感じられた。</p> <p>② ・水道料金の回収率の指標は妥当である。</p> <p>・基幹管路の耐震化率も妥当である。</p> <p>・老朽化対策の進捗状況の数値を指標として検討してはどうか。</p> <p>③ 設定されている主要な 3 つの指標は、施策の目的である「健全かつ効率的な上下水道事業運営」と「市民が安心して上下水道を利用できる安定した水の供給と公共下水道の普及」を直接的に反映しているため。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>④ 公共施設マネジメントの観点からも、管の老朽化率といった KPI の設定が望まれる。</p> <p>「市民が安心して上下水道を利用できる」という状態が最終成果であるため、平時のみならず、災害時の安定共有についても何らかの測定指標が設定できないか、検討してほしい。基幹管路の耐震化率では、実際に市民が災害時に利用できるという状態を測定できないため。</p> <p>⑤ 現在、基幹管路の耐震化率がモニタリングされているが、料金体系全体の見える化と料金負担の納得性を向上させるために、管路全体での高経年管路比を総合振興計画上でも見て行くほうが良いのではないかと。</p> <p>⑥ 管路の老朽化に関する指標がほしい。</p> <p>⑦ 化学的合理性がベースとなる事業なので、手順を踏んで行うべきであり、妥当。</p>					

施策23 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		↑ 増加
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小
	4. 5件 ※1 名が「増加」と「維持」の両方を選択したため、各 0.5 件として計上	2. 5件		0件
外部評価委員の意見				
<p>【↑増加】</p> <p>① 短期的には増加するものと考えられる。</p> <p>② 上下水道施設の老朽化対策、耐震化対策、更新等にて増加となる。</p> <p>③ 管路の更新、耐震化や施設老朽化の整備など更に費用が必要になることから増加と判断する。</p> <p>④ 今後大幅に増加する方向性です。大規模投資は老朽化対策や耐震化、新規整備を通じて、市民への安定した上下水道サービスの提供を確実にするためのものであり、施策全体の予算を押し上げる主要因であるため。</p> <p>【→維持】</p> <p>⑤ 浄水場設備更新のために経費が必要である。</p> <p>⑥ 水道関連施設の改修のための予算が計上されており、増加見込みであることが示されている予算は妥当であると考えられるため、「予定どおり」と判断した。</p> <p>⑦ 縮小はない。</p>				

施策23 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		↑ 増加
各委員の 評価結果	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小
	4. 5件 ※1 名が「増加」と「維持」の両方を選択したため、各 0.5 件として計上	2. 5件		0件
外部評価委員の意見				
<p>【↑増加】</p> <p>① 施設維持に伴う人件費が短期的には増加するものと考えられる。</p> <p>② 上下水道施設の老朽化対策、耐震化対策、更新等にて増加となる。</p> <p>③ 安定した施設維持のために人員を増加と判断する。</p> <p>④ 一部の事業で直接的な人員数が維持または減少する場合があるものの、「浄水場運転管理事業」のように業務委託により運用される事業もあり、施策全体の運営や大規模なインフラ整備に伴う管理・監督、アウトソース費用を含めると、実質的な人員リソースは増加するため。</p> <p>【→維持】</p> <p>⑤ インフラ更新時代のため人員削減は難しい。水道技術者としての民間企業からの出向者活用を考える時点かもしれない。</p> <p>⑥ 水道施設改修のための人的予算の増加が見込まれており「予定どおり」と判断した。</p> <p>⑦ 縮小はない。</p>				

施策23 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 総合振興計画の政策体系に関することであるが、制度維持や経営に関する内容（施策 12 や施策 23 の該当部分）については、「計画推進のために」に一括し整理したほうが内容的にスッキリするのではないかと検討してほしい。
- ② 料金体系が約 30 年ぶりに値上げとなった。料金体系と料金総収入は所得再分配問題も関わるため、事業に投入できる予算には制約がかかりますが、それにもまして「県水 80%」の状況では県からの価格改定も大きなリスク要因としてシミュレーションを進めていただければと思います。
- ③ 上下水道については、八潮市の道路陥没事故もあり、社会的に関心の高い部分であり、今後の施策の動向について注目していきたい。
他県では、水道事業の広域化を図ることで、物的・人的資源の効率的な運用を図る取組もあることから、ハードルは高いと聞いていますが、より広域的な取組に関する議論も必要であるものと感じた。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ④ 上下道について、汚水未整備地区の早期解消に更なる努力を期待します。
- ⑤ 環境の変化は、著しいので、制度設計時点で設計思想を十分に踏まえた上で、状況の変化に即応した対策を実行してほしい。
- ⑥ 老朽化対策や災害に強いインフラ整備が計画とおりに進むことを強く望むとともに、水道料金や下水道使用料が市民にとって納得できる範囲で適正に保たれた状態で、将来にわたって持続可能な運営がなされるよう効率的な財政運営に期待しています。

施策

28

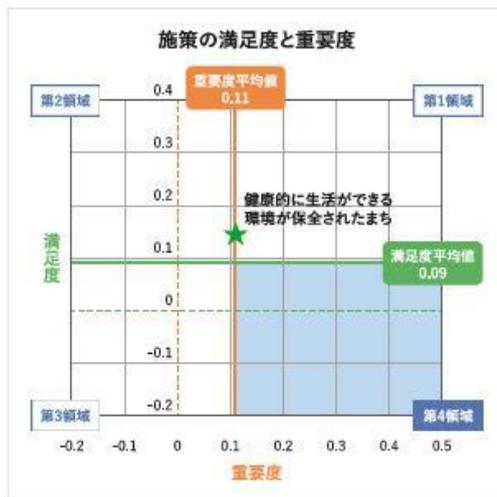
環境衛生の充実

【施策の目的】

ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。

現況と課題

- 戸田市では、人口増加とともにごみの総排出量の増加が懸念されています。今後、外国人住民の増加も予想されるなか、文化の違いを踏まえつつ、ごみの回収等に関して分かりやすく周知を図ることが必要です。
- ごみの減量化については、人口増加を想定したごみの排出量の抑制が課題となっています。
- ごみの不法投棄やたばこのポイ捨て、犬のふんの放置などの環境衛生については、条例の周知啓発などにより改善しつつありますが、現在も市民からの苦情があります。
- 世界的に海洋プラスチックごみ^{*}が問題となっていることもあり、ごみを海へ流出させない対策が求められています。
- ごみのないまち並みを維持するため、道路や河川などにおける行政主導の定期的な清掃に加え、市民や事業者との協働による清掃が必要です。
- 市内のごみの処分を行う蕨戸田衛生センターについては、施設の老朽化に対応するため、現在焼却施設の延命化を行っています。



埼玉県立南校高等学校 協力・提供





取り組みの方針

(1)ごみの減量の促進

- ◆ ごみの分別の徹底を進めるとともに、ごみの発生を抑制します。

(2)環境衛生対策の充実

- 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の周知を図るとともに、パトロールなどによる監視を強化することで不法投棄の抑制に努めます。
- 道路や河川などの定期的な清掃、市民や事業者などとの協働による清掃活動を実施することで、海へのごみの流出抑制やごみのないきれいなまち並みを実現します。
- ◆ 歳戸田衛生センターの老朽化に対応して安定したごみ処理を続けていくため、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討します。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
ごみの排出量	市内から出たごみの一人1日当たりの排出量	883g	680g	ごみ処理基本計画の推移を適用
530運動におけるごみ回収量	530運動におけるごみの回収量	16,460kg	16,460kg以下	530運動の参加人数を現状以上とし、啓発活動を推進して、ごみの回収量を削減
不法投棄件数	市内で発生した不法投棄の件数	1,298件	1,298件以下	パトロールや啓発活動を推進し減数

関連計画

- ごみ処理基本計画
- 戸田市環境基本計画



施策28 ①事務事業の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)	D 縮小・休止・廃止	
	4件	2件	1件	0件	
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 方向性としては妥当であると考えられる。</p> <p>② 当施策は、全ての人間が生活していく中で、不要となった生活物資等の後始末等支援また回収作業を行う大事な事業であるため、甲乙評価つけがたく妥当である。</p> <p>③ おおむね妥当と判断する。</p> <p>④ 施策 28 を構成する全ての事務事業を通じて、市民の生活環境を清潔かつ安全に保つことに大きく貢献しており、事業活動は極めて妥当であると判断できる。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>⑤ 蕨戸田衛生センターの老朽化に対して「今後のあり方を検討します」と総合振興計画上で取組が明記されている。しかし、事務事業評価シートにある事務事業のなかでは「あり方検討」を事業内容欄に記載しているものが無い。</p> <p>河川維持管理費事業は事務事業評価シート内に「委託業者からの点検報告」「市民との協働により川の利活用や清掃活動を実施」と明記されているが実施主体は「市による単独直営」と記載されている。</p> <p>⑥ 施策の中でプラスチックごみに関する問題が触れられているが、事務事業の中では、プラスチックごみに関する内容が触れられていない。</p> <p>プラスチックの3Rについては、施策 27 においても具体的な事務事業が設定されていないので、ぜひ、施策 27、28 においてどのように取り組むべきかの検討が必要である。</p> <p>また、ごみの排出量に関する指標が設けられているものの、当該指標には事業系一般廃棄物の影響が大きいことから、事業者向けの事業を検討することも一法であるものと感じた。</p> <p>【C 改善(大)】</p> <p>⑦ 施策と手段の関係性が不明。</p> <p>現状の問題点を整理して、改善点を見出す作業が不足している。</p>					

施策28 ②施策指標の妥当性		委員会の評価		B 改善(小)	
各委員の 評価結果	A 妥当である	B 改善(小)	C 改善(大)		
	1件	5件	1件		
外部評価委員の意見					
<p>【A 妥当である】</p> <p>① 施策 28 の主要な指標として設定されている「ごみ収集量」と「不法投棄の回収個数」は、市民の生活環境の清潔さや公衆衛生の向上という施策の目的に直接関連しており、その進捗を具体的に把握する上で妥当である。</p> <p>【B 改善(小)】</p> <p>② 環境美化や公衆衛生に関する市民からの苦情にどの程度対応できたかを測定する指標や、市民の環境美化意識に関する主観的指標の設定が望まれる。</p> <p>③ 家庭系ごみと事業系ごみは回収ルートも排出主体の性質も異なることもあり、総合振興計画上でも分けて排出量をモニタリングするほうが合理的ではないか。</p>					

- ④ 施策の中でプラスチックごみに関する問題が触れているが、施策指標の中では触れていない。
 プラスチックの3Rについては、施策27においても施策指標が設定されていないので、ぜひ、施策27もしくは28にて指標に入れていただきたい。
 また、ごみの排出量に関する指標については、事業系一般廃棄物の影響が大きい点を考慮して、事業者向けの施策も検討すべきように感じた。
- ⑤ 「ごみの排出量」と「530運動」の指標の設定は妥当である。
 「犬のふんの放置」「飼い主のいない猫の責任の所在対策」「ごみ集積所でのカラスによる被害」等の市民意識を調査することを提案したい。
- ⑥ 市街地公共スペースのごみの減少を測る指標があってもいいと思う。
- 【C改善(大)】
- ⑦ 指標と目的達成状況の関係性が理解できない。
 指標の意味が不明。

施策28 ③資源の方向性(予算)		委員会の評価		→ 維持	
各委員の	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小	
評価結果	2件	4件		1件	
外部評価委員の意見					
【↑増加】					
① 施策評価シートの配布後に蕨戸田衛生センターの火災があり、改修費の拡大が考えられるため。					
② 蕨戸田衛生センターの老朽化対策で予算を増額する必要があるのではと判断する。					
【→維持】					
③ 基本的な衛生要因にかかる施策であり、直近で大がかりな設備改修等がないかぎり「維持」が相当と判断する。					
④ 現状維持にて努力。					
⑤ 維持をベースに、状況に応じて、縮か増を考えるべき					
⑥ 今後北戸田駅前整備工事などが控えているが、施策全体としては、現在のごみ収集体制を維持しつつ、効果的な周知と業務委託を効率的に実施することで大きな予算増を伴わずに効率的な運用を目指す方針であるため。					
【↓縮小】					
⑦ 短期的には縮小基調である。					

施策28 ③資源の方向性(人員)		委員会の評価		→ 維持	
各委員の	↑ 増加	→ 維持		↓ 縮小	
評価結果	0件	7件		0件	
外部評価委員の意見					
【→維持】					
① 人件費については現状維持で対応できるものと考えられる。					
② 基本的に事業者委託で遂行される施策であるため。					
③ 基本的な衛生要因にかかる施策であり、直近で大がかりな設備改修等がないかぎり「維持」が相当と判断する。					
④ 現状維持にて努力。					
⑤ 現状維持で妥当と判断する。					

- ⑥ 維持をベースに、状況に応じて、縮か増を考えるべき。
- ⑦ 現状の人員ニーズを維持しつつきめ細かなニーズにも対応していく方針が示されています。これは、効果的な周知活動や業務委託を効率的に実施することで、現在の人員体制を大きく変えることなく、多様な市民ニーズに対応していくことを目指しているため。

施策28 ④外部評価委員のコメント

【今後の施策運用に関するコメント】

- ① 現行の総合振興計画では施策を統合したため、守備範囲が広がっている。たとえば、施策 27 の「生活環境の保全」では、地球温暖化対策、公害対策、循環型社会などが含まれている。それと比べて、本施策は内容的にバランスがとれていない。次期計画の改定に当たっては、この点も検討されてはどうか。
- ② 事務事業評価シート内の根拠法令通達等にプラスチック資源循環法の記載がないのですが問題ないでしょうか。
「衛生環境の充実」は市の BCP における重要事項と考えられます。荒川水害など想定される災害での対応として本施策遂行体制上での考慮が期待されます。

【ロジック・モデル及び指標、その他コメント】

- ③ プラスチックの 3R については、施策 27 においても施策指標が設定されていないので、ぜひ、施策 27 もしくは 28 にて指標に入れていただきたい。
- ④ 7月12日（土）に蕨戸田衛生センター内にある粗大ごみ施設にて火災が発生しました。
火災原因は不明とのことですが、今後の再発防止を徹底していかれることを願います。
- ⑤ 指標にある 530 運動のごみの回収量は増えたほうがいい結果なのか、減ったほうがいいのか判断基準が曖昧な気がする。530 運動自体が活性化して拾われるごみが増える場合もあれば、参加者の減少から回収量が減る場合もある。落ちているごみが減って回収量が減っているとしたらその事がはっきりわかる比較データを示してほしい。
- ⑥ 必要な事業であるだけに、現状の問題点を洗い出して適切な対策を打ってほしい。
- ⑦ ごみのない清潔な街並みが維持され、日々の暮らしがより快適になることを願っています。プラスチックごみや食品ロス削減といった先進的な環境対策と、粗大ごみ LINE 申請のような市民サービスの利便性向上によってこれからも安心して暮らせるよう、効率的かつ持続可能な環境衛生の実現に向けた市の一層の取組を期待しています。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策8 地域医療体制の強化
施策の目的			救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。
部局名			【中心となる部局】市民医療センター
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
事務事業の妥当性	6	①	事業の構成としてはおおむね妥当であると考えますが、「医療機関との連携の強化」という課題への取組が現状の事務事業からは読み取りにくい。連携事業として打ち出したほうがよいのではないか。
	6	②	施策目的に対して県による医療（体制）政策の前提の下、不足する事業は無いと思われる。
	6	③	市民医療センターの運営および市民医療センターに関する医療機関・医師会等との連携を中心とした事務事業が記載されており、地域医療体制の強化のための事務事業として妥当なものであると評価した。
	6	④	施策の目的と主な取組内容は十分であり、「ロジックモデルシート」の最終成果である①救急医療を含めた地域医療体制が確保された状態、②公的医療機関としての機能が強化された状態、③診療機能が充実した状態が達成できる事務事業である。
	6	⑤	機能的に手術ができない事や駅から離れた立地的な制限のある中で今後も引き続き地域医療を整える役割をしっかりと果たしてほしいという願いを込めて妥当であると判断する。
	6	⑥	施策8に含まれる「診療事業」「訪問看護事業」「地域医療体制推進事業」などの各事務事業によって、医療機関との連携、困難事例への積極的な訪問看護、効率的な施設管理などの取組が適切に実施されていると感じられた。常勤内科医師の不足という課題はあるものの、市民が安心して医療を受けられる体制の強化におおむね貢献していると判断する。
	6	⑦	専門性の高い分野なので確たる指摘は出来ないが、明確にOKとは言いがたい。
		対応する意見番号	意見に対する行動計画
	①	埼玉県南部医療圏の地域連携の会議や近隣の医療機関や地域包括ケアなど、多職種間で会議等を通して情報共有や協力体制を強化する。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策8 地域医療体制の強化	
施策の目的			救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。	
部局名			【中心となる部局】市民医療センター	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
施策指標の妥当性	6	①	今後、各指標の目標値のアップに努力を期待します。	
	6	②	医療人材はローカル・コモンズの性質を持つ。認知症初期集中外来の新設など新規産出項目への資源投下量の拡大の内容と産出目標拡大の内容との対照が必要である（アウトプット目標値が現実離れしている可能性は無いか）。 救急搬送での“たらい回し”状況については実際に救急部門からデータが入手できているとアリングの場で報告があった。こうした事象などの“安心”を測る情報を効果測定指標に取り入れられるか否かの検討が必要ではないか。	
	6	③	施策が「地域医療体制の強化」であるものの、施策指標は基本的に市民医療センターを中心とした指標のみとなっている。 戸田市は「南部保健医療圏」に属することから、地域医療の構築・強化にかかる包括的な指標を定めることができないかを議論する必要があるように感じられた。 実際の事務事業においては「南部保健医療圏」における医療機関・医師会との連携が図る取組みの記載も多く見られることから、市民医療センターにかかる一般的な活動指標のみではない指標を設定できる可能性もあるものと思慮される。	
	6	④	救急医療に関する取組や実績が指標からは読み取れないので、付け加えたほうがいい。	
	6	⑤	専門性の高い分野なので確たる指摘は出来ないが、明確にOKとは言いがたい。 現状分析の仕方によっては、他に妥当な指標も出てくるのではないかと思われる。	
	7	⑥	施策目標に設定されている「訪問診療件数」は目標を大きく下回っている。医師を充足できれば積極的に訪問診療を行い件数を増加させるとのことだが、医師の確保に大きく影響を受ける施策目標になってしまっているため目標値の見直しや、質的な成果を捉える新たな指標の検討が必要と思われる。	
	7	⑦	外来診療枠数はストラクチャー指標ではないだろうか。 紹介・逆紹介患者数、訪問診療件数、訪問看護件数はいずれも供給側のアウトプット指標である。 「地域医療体制の強化」という施策名に引っ張られたためか、総じてアウトプット指標が設定されてしまっている。	
	対応する意見番号			意見に対する行動計画
	②	認知症初期集中支援事業は、早期支援により認知症の重症化を防ぎ医療・介護費の抑制・家族負担の軽減、地域の安心づくりに資する重要な取り組みであり、不採算性の事業であり、民間では利益がでにくいからこそ公的機関がなすべき取り組みである。達成可能で適切な指標の数値を設定し取り組んでいく。 救急搬送での“たらい回し”数値は市民医療センターで直接把握できず、市民医療センターの事業で削減できるものではないため、効果測定指標に取り入れることが妥当かは検討が必要である。		
	③	南部保健医療圏の指標の主体は県となるが、一医療機関としての活動以外の指標も検討していく。		
④・⑤	いただいたご意見を参考に、救急医療に関して本市で把握ができる指標として、救急医療体制の認知度に関する指標及び急性期の治療を終えた患者に関する指標を追加する。			
⑥	いただいたご意見を参考に、「訪問診療件数」を施策指標から除くこととする。			
⑦	いただいたご意見を参考に、「外来診療枠数」を施策指標から除くこととする。 「紹介・逆紹介患者数」は、他の医療機関同士の紹介・逆紹介を含めた実数や関連するアウトカム指標を把握することが困難である中で、市民医療センターと他の医療機関の連携の結果として、地域医療体制の充実度合いを測るものと捉え、残置する。 「訪問看護件数」は、関連するアウトカム指標を把握することが困難である中で、地域包括ケアシステムの要素である医療と介護の両側面の性格を持つ在宅看護を受けることができる環境の構築の結果として、市民が安心して医療を受けている状態を測るものと捉え、残置する。			

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策8 地域医療体制の強化	
施策の目的		救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。	
部局名		【中心となる部局】市民医療センター	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（予算）	7	①	施策の目的と最終成果の達成のため予算の増加は必要です。
	7	②	国の診療報酬、薬価改定の動向からの影響が大きいと考えられるが、改定の情報は現時点では把握できないので、病院運営費の補助金事業の内容を含め現行水準での計画見込みのとおりで問題ないと思われる。
	7	③	将来的な予算を微減としている点について、国からの予算確定の見通しを考慮して微減としているという回答については理解できる一方で、一般に人件費が増加していく流れがある中で、本来は、医師・看護師の人件費も増加基調にあり、随時、予算が補正されていくものと考えられる。また、地域医療の中で不足している診療分野に資源を振り分けている点も評価できる。以上の点を総合的に勘案すると「予定どおり」と考えられるため、「維持」と評価した。
	7	④	システム入れ替えのため一時的に増加となっているがその後は維持でよいと思う。
	7	⑤	維持ベースで状況に応じて増・減を考えるべき。
	7	⑥	公的医療機関として安定した運営を維持することが可能と考えられる。
	7	⑦	担当部署の説明には一定の合理性があると考ええる。
		対応する意見番号	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策8 地域医療体制の強化	
施策の目的		救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。	
部局名		【中心となる部局】市民医療センター	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（人員）	7	①	担当部署の説明には一定の合理性があると考えます。
	7	②	施策の目的と最終成果の達成のため、医師と医療職の人員確保は必要です。
	7	③	医師確保のため、人材紹介会社へのシステム利用料や紹介手数料の支払い、医師や看護師への待機手当の支給といった具体的な取組が行われており、地域医療体制の強化には人員の増強が不可欠であるため。
	7	④	現行の医療職（医師）の報酬の市場妥当性は判断が難しいが、計画では現在の報酬水準を前提に医師の補充予定分を含めた人員態勢が計上された人員計画となっている。
	8	⑤	現状において、内科医1名に欠員が出ており、補充の方向性が示されていることから、「予定どおり」と考えられるため「維持」と評価した。
	8	⑥	不足している医師が早く決まり適正な人数で運営できた場合維持でいいと判断する。
	8	⑦	維持ベースで状況に応じて増・減を考えるべき。
		対応する意見番号	
	②		引き続き医師及び看護師の採用活動を継続し、安定した人員確保に取り組んでいく。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策8 地域医療体制の強化	
施策の目的			救急医療体制の確保と公的医療機関としての機能強化、さらに、診療機能の充実により、地域医療の整備を進め、市民が安心して医療を受けることができるようにします。	
部局名			【中心となる部局】市民医療センター	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
外部評価委員のコメント	8	①	2040年を見据えた新たな地域医療構想について、厚生労働省では7月に新たな検討会を設け、都道府県向けのガイドライン（指針）を2025年度内に作る方針である。埼玉県の地域医療計画の内容についても熟知しておいてほしい。	
	8	②	介護予防ケアプラン作成数という供給量が事業目標に設定されているが、市内全体でのケアプラン作成件数に対する本施策内事業での供給割合や、地域包括支援センター立地に基づく人口比から見た動向など、“カバー率”から見ての施策・事業のモニタリングも重要ではないか。後期高齢者では広域連合からのレセプトデータが利用可能と思われる。戸田市における教育分野でのEBPMの取組、あるいはデータヘルス計画での取組の成果の応用が期待される。	
	8	③	第一次医療で、他の民間医療機関では対応できないような診療科を設け、地域医療の不足部分を補う方針を示している点は、評価できる。一方で、どの公的医療機関でも同様であるが、医療センターの維持にかかる特別会計の赤字補填のための繰入金についての評価は検討課題であるものと思慮される。	
	8	④	少しでも、戸田市西部地域に住んでいる市民に安心して医療を受けられる医療センターであってほしいと思います。	
	8	⑤	地域包括ケアシステム構築は、当センターが市の中心となって機能しなければならないと考えるが、県や近隣市との連携において、診療所ベースとその役割が果たせるのか疑問である。	
	8	⑥	近隣市の公的医療機関との比較で戸田市立市民医療センターのみ診療所であることを初めて知り、病床数や体制の違いを理解することができました。今後市民からのニーズがどんどん増えていくと思われるので今後に備えた地域医療の整備を進めていくことを期待しています。	
	対応する意見番号		意見に対する行動計画	
	①		埼玉県の地域医療計画の内容を研究し、引き続き地域医療体制の強化を図る。	
	②		市内の高齢者人口やプラン作成数の動向を見ながら、担当圏域の介護相談数やプラン作成数を引き続き、計画に反映させていく。	
	③		繰入金等の収支については、市民医療センター経営ビジョンにおいて目標値を設定し、毎年度評価を実施している。医師及び看護師の採用が出来次第、病棟の完全再開、外来診療枠数・訪問診療件数等の増加により、医業収益の増加・繰入金の減少を図る。	
⑤		地域包括ケアシステム構築は、健康長寿課が中心の施策であるが、市民医療センターは基幹型地域包括支援センターとしてセンター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などを担っている。引き続き、医療、介護、福祉の支援を進めていく。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
施策の目的			社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。
部局名			【中心となる部局】健康福祉部 【関係する部局】企画財政部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
事務事業の妥当性	11	①	総合振興計画との整合性は図られていると解する。
	11	②	法的義務のある事業で基本的に構成されている。国民健康保険も後期高齢者医療も県単位の枠組みであり、事業の縮小・廃止についての市の裁量は無い。
	11	③	国や県によって定められた事務事業の実施がなされているものと考えられるため、事務事業の内容としては特に過不足なく「妥当である」と判断した。
	11	④	社会保障制度であるため、国や地方公共団体から成り立っていますので、評価が思うようにできませんが、概ね妥当である。
	11	⑤	今のところ問題なく妥当と判断する。
	11	⑥	施策12を構成する個々の事務事業は、適切に実施されていると判断する。
	11	⑦	制度そのものが実態に合わない現状でつぎはぎ的に運用されている実態であることから、不満ではあるが、実態を認めるしかない。
		対応する意見番号	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
施策の目的			社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。
部局名			【中心となる部局】健康福祉部 【関係する部局】企画財政部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
施策指標の妥当性	11	①	法定外繰入金削減でR6年度は素晴らしいです。その他収納率また納付率の向上を期待します。
	11	②	国民健康保険制度が県内統一保険料へ制度移行するため、予定される県内統一保険料金額に基づき計算された金額と市の現状とのギャップを明示して総合振興計画の取組方針である「安定的運営」の度合いを測定する事の方が望ましいのではないか。
	11	③	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の「円滑な運営」という観点から、施策指標は「運営の財源確保」という観点到焦点を絞った内容となっている。この観点は制度の維持・充実のために重要であるが「財源を使って運営された結果に関する指標」という観点を検討することも一法であるものと感じた。
	11	④	せっかく保険料の納付方法を口座振替やコンビニ納付など多様な方法を増やしているので、そのような具体例をロジックモデルシートへも記載したほうがいい。
	11	⑤	施策12は「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営」を目指していますが、その進捗を測る指標の設定が収納率や納付率などのアウトカムのみになっており、「円滑な運営」の達成状況を測る新たな指標の検討が必要と思われる。
	11	⑥	「社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けている状態」が最終成果である。このような状態を測定するための指標として設定されているか、疑問が残る。制度が維持されているかどうか最終成果として設定されてしまっている。
	11	⑦	制度そのものが実態に合わない現状でつぎはぎ的に運用されている実態であることから、不満ではあるが、実態を認めるしかない。
		対応する意見番号	
	②③⑤⑥		国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営に当たっては、各種制度を維持するための財源の確保という点に比重を置いて指標を設定しているが、特に国民健康保険や後期高齢者医療制度については、その安定的な運営のために、効果的かつ効率的な保健事業の実施や、医療費の適正化などが不可欠であるため、指標の見直しを検討していく。
	④		ロジックモデルシートにどの程度まで具体的に記載するかについては、各施策や事務事業間でバラつきが出ないよう、検討していく。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
施策の目的			社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。
部局名			【中心となる部局】健康福祉部 【関係する部局】企画財政部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（予算）	12	①	短期的には増加であるが、その後は横ばいとするに妥当性がある。
	12	②	国による診療報酬改定や高額療養費制度改正の動向、さらには保険料引下げの議論からの影響が見通せないことから、現状値に基づく計画どおりとせざるを得ないのではないか。
	12	③	予算上、一般会計繰入額が減少した理由が保険税率の上昇であれば、次年度予算も減る形ではないかと考えられたが、団塊世代の医療費のボリュームゾーンが移動し、高額医療等もあって、予算を引き上げる要因になっている状況であるという回答を得た。 この点を総合的に考慮すると、一般会計の予算額は「維持」という判断は相応なものと感じられた。
	12	④	不安定な経済情勢のなか、国保税等の歳入確保に努力してください。
	12	⑤	増加とも思うが維持した予算でやりくりできるよう工夫してほしい。
	12	⑥	維持ベースで、可能な限り縮小を考えてほしい。
	12	⑦	現状では国民健康保険特別会計の運営費用を歳入のみで賄うことができず、一般会計からの繰入に依存しているという課題があり、令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」によって医療保険料に上乗せ徴収される費用は増えるものの、市の予算としては、現在の水準を維持しつつ、歳出削減努力と一般会計からの繰入解消に努めるため。
		対応する意見番号	
	④⑤⑥		国民健康保険の被保険者が減少し、75歳以上の後期高齢者が増加している現状において、国民健康保険被保険者の特定健康診査や後期高齢者健康診査をはじめとした保健事業を効果的かつ効率的に実施することで医療費の適正化を図るとともに、納付手段の整備や拡充による国保税等の歳入の確保を通じて、可能な限り予算の縮小に努めていく。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営
施策の目的			社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。
部局名			【中心となる部局】健康福祉部 【関係する部局】企画財政部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（人員）	12	①	短期的には増加であるが、その後は横ばいとするに妥当性がある。
	12	②	基本的に直営の対人ケアサービスではないため、計画どおりで問題ないと思われる。
	12	③	「現行制度を維持していくための人員の確保」という観点から、「維持」は妥当なものと思慮される。
	12	④	現状維持にて適切な運営にて乗り切ってください。
	12	⑤	妥当と判断する。
	12	⑥	維持ベースで、可能な限り縮小を考えてほしい。
	12	⑦	施策全体の目標として歳出の削減が掲げられていることを考慮すると、人員を大幅に増加させる方針ではないため。
		対応する意見番号	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策12 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	
施策の目的			社会保険等に加入していない市民が安心して医療サービスを受けることができるように、埼玉県や埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営や財政安定化に努めるとともに、保健事業により保険加入者の健康の保持増進に努めます。また、国民年金の被保険者が将来老齢基礎年金等を適切に受給できるよう、国民年金に関する身近な窓口としての相談を行います。	
部局名			【中心となる部局】健康福祉部 【関係する部局】企画財政部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
外部評価委員のコメント	13	①	子ども・子育て支援金制度開始に伴う徴収金額値上げを受けて生じるおそれがある保険料未納について市の裁量内での工夫について検討を進められたい。 国民年金法・国民健康保険法は共に1980年代に国籍要件が、2010年代には外国人登録制度が廃止されたことを考えると、高齢期の外国人住民への対応を本施策の中でどのように改善してゆくのかが要検討事項と思われる。	
	13	②	一般市である戸田市では「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の運営」にかかる権限委譲が政令市・中核市・特例市と比べて少ないため、どうしても県との役割分担のもとで施策を粛々と進めるという観点になってしまったため、市民目線で「制度を運営した結果として実現される世界観」の周知が制度の維持・充実に必要なものではないかと感じた。	
	13	③	納付しやすい環境の整備や地方税共通納税システムの周知をすることで今までリーチできなかった層の納付率向上につながると思うので、口座振替以外の目標も検討するとよいと思う。	
	13	④	ロジックモデルに基づく施策概要のプレゼンでは、原稿を読まれていたようであるが、ご自身の言葉で説明されてもよいのではないか。	
	13	⑤	社会保障制度は多岐にわたり、国・県・市町村など、様々な主体がそれぞれ役割を担い、連携しながら実践していく制度です。 健康福祉部職員の皆様に敬意を表します。	
	13	⑥	年金制度の課題は行政としての不作為がまねいた典型的な事例であることから、公務員のあるべき姿として制度の趣旨を常にしっかり捉え、現状と将来との整合性の意を用い、将来に禍根を来たさないような制度の整備を提言していただきたい。	
		対応する意見番号		意見に対する行動計画
		①		新たな未納対策としては、国が推進している地方税共通納税システムを用いて、納付書に掲載した二次元コードによるスマートフォン決済が可能な仕組みの整備を進めていく。 また、外国人への対応としては、多言語対応の情報提供、市の外国人相談窓口の通訳や翻訳機等を活用し、制度理解と納付促進を引き続き、図っていく。
		②		市は、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に係る市民に最も身近な行政窓口として、様々な手続きや相談に対し、丁寧に対応するとともに、広報やホームページなどを通じて、市民に分かりやすい制度周知を図っていく。
		③		現在は、コンビニ、クレジットカード、スマートフォン決済等、多様な納付手段を整備している。今後は、上記①に記載した地方税共通納税システムの導入も含め、納付しやすい環境を整備していく。しかしながら、口座振替は確実性が高く、安定した収入につながることから、指標としては、今後も引き続き口座振替件数を事務事業の成果目標に設定したい。
	⑥		少子高齢化の影響などにより、年金制度の課題が顕在化して久しい現状において、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするために、機会を捉えて、国や関係機関への働きかけをすることを検討していく。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策17 防犯体制の強化		
施策の目的		市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。		
部局名		【中心となる部局】市民生活部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
事務事業の妥当性	16	①	事務事業の構成としては妥当であると考えられる。	
	16	②	必要な防犯体制の確保に向けたハードとソフトの両面から事務事業が構成され、多様化する詐欺対応に関する施策も検討されるなど、幅広く事務事業が検討されているものと感じられたため。	
	16	③	戸田市みんなでつくる犯罪のないまち条例に相応しい事務事業であると思います。	
	16	④	おおむね妥当であると判断する。	
	16	⑤	施策17を構成する個々の事務事業は、適切に実施されていると判断する。	
	16	⑥	児童への防犯教育は教育委員会所管のため本施策の枠外であるとヒアリングの場では説明されたが、一方で月額500円の保護者負担により子供向け防犯タグの事業は展開されている。児童を接点とする複数所管部署による事業があるのであれば、ロジックモデル上での位置づけ（施策のデザイン）を見える化することが望ましいのではないか。	
	16	⑦	警察との連携をベースとした役割の分担を明確にした上で、施策や達成手段を考えるべきと思う。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		⑥	児童に対して実施する防犯教育と児童の保護者向けの見守り防犯サービス事業とは趣旨が異なる事業ではあるが、児童を接点とする複数の所管部署にまたがる事業に係るロジックモデル上の位置づけのあり方については、ロジックモデル自体を所管する部署と協議を行い、改善するべきところがあれば改善したい。	
	⑦	今後もさらに警察との連携を強化し、警察及び市の役割分担について協議する機会を持ち、警察・市役所それぞれの組織体制や業務内容等の特性に適った役割分担の確認を行い、双方の役割分担に応じた施策や達成手段の構築について検討していきたい。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策17 防犯体制の強化	
施策の目的			市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。	
部局名			【中心となる部局】市民生活部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
施策指標の妥当性	16	①	「まちの治安が保たれ、犯罪のない地域社会が実現された状態」という最終成果を測る指標として、市民アンケートにもとにした防犯対策の充実を感じる市民の割合や犯罪発生率は十分ではないと感じつつも、他の指標も現状では思いつかない部分もあり「現状ではこれしかない」という点で「妥当」と評価した。	
	16	②	人口当たりの犯罪発生件数に加え、そのもとになる指標である刑法犯認知件数を設定することを期待する。	
	16	③	施策効果計測の基礎資料に利用されてきた県警発表データの形式が変更されたとヒアリングの場で報告があった。それを踏まえると、同じ形式・項目を使い続けることはできないので修正が必要と言える。	
	16	④	防犯対策とは大きく2つに分けることが出来ると思います。 1つは自ら考え、行動する対策と、もう一つは、公的また地域社会での防犯対策があると思っていますので、指標をもう1～2つ増やしてもと思います。	
	16	⑤	具体的な防犯に関する取組がわかる指標を入れるべき。	
	16	⑥	施策17では「犯罪発生件数」と「防犯対策が充実していると感じている割合」の2つの主要指標が設定されていますが、「防犯対策が充実していると感じている割合」については、市民意識調査で「どちらともいえない」と回答する割合が約5割と高く、指標としての感度に課題があります。さらに、市民の防犯意識が高まると危険を感じる人も増えるため、この指標が必ずしも防犯体制の充実度を適切に反映しない可能性も示唆されているため、指標の再検討か別の質的な成果を捉える新たな指標の検討が必要と思われる。	
	16	⑦	指標の設定は、施策の目的達成状況を測る指標となっていない。	
	対応する意見番号		意見に対する行動計画	
	①・⑥		これまでは、「戸田市市民意識調査報告書」中の「戸田市の取り組みへの満足度」の数値を引用し、「防犯対策が充実していると感じている割合」としていたが、今後は「まちの防犯対策が不十分と感じている市民の割合」を指標とする。	
	②		刑法犯認知件数はその時の社会状況や複合的な要因によって左右されるものであり、かつ市の取組が直接的に数値に反映される性質ではない面もあることから、指標とすることは見送る。	
③		これまで埼玉県警が公表していた犯罪発生率については、令和6年より公表されなくなったことから、項目の修正等を行う。		
④・⑤		本市が実施している各種の防犯対策事業のうち、数値として指標化できるものとして、今後は「自主防犯活動団体の支援団体数」を指標とする。		
⑦		施策の目的は、「市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。」とあり、既存の市民意識調査の結果を指標とすることは、本市における安心安全の取組に対する市民からの評価であると考えている。今後より多くの市民から高い評価を得られるよう、適切な指標を設定し、各種の防犯対策を推進していく。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策17 防犯体制の強化		
施策の目的		市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。		
部局名		【中心となる部局】市民生活部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
資源の方向性（予算）	17	①	当面は増加基調であると考えられる。	
	17	②	防犯体制の強化と防犯対策の推進のため。	
	17	③	見守り防犯カメラリプレイス等が予定されており、さらなる防犯体制の強化のために増額の必要がある。	
	17	④	ネットワーク化された防犯カメラの画像解析などの付加価値サービスの活用・展開がある場合に要する費用には見えない面があるが、防犯カメラシステム更新費を計画どおりと考えるため。	
	17	⑤	ハード面の整備にかかる予算増が計上され、その整備が終われば予算減となる展望が示されており、相応と考えられるため「予定どおり」という観点から「維持」と判断した。	
	17	⑥	新たな事業の導入やそれに対応する人員の増強が計画されていますが、施策全体としては、現在の防犯体制の成果を維持しつつ、大きな予算増を伴わずに効率的な運用を目指す方針であるため。	
	17	⑦	行政分担を整理した上で、縮小できるところを縮小すべきと考える。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		③	見守り防犯カメラのリプレイスの事業実施に係る予算要求については、先進的な市町村や他市に導入実績のある信頼できるカメラ業者等から情報収集を行なった上で、制度設計をしている。また、事業実施にあたっての必要経費については、複数の事業者から見積徴取を行い、適正または安価な価格になるように努めている。このことは他の事業においても同様の手法で進めている。防犯対策に効果的または必要と考えられる事業について、必要額を予算措置して取り組んでいる。	
		⑦	行政分担の整理については、警察と市との連携強化を図りながら、警察及び市双方の組織体制や業務内容等の特性に適った役割分担を改めて確認し、市の予算を縮小できるところがあれば、縮小することを検討していきたい。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策17 防犯体制の強化		
施策の目的		市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。		
部局名		【中心となる部局】市民生活部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
資源の方向性（人員）	17	①	防犯体制の強化と防犯対策の推進のため。	
	17	②	約400台の見守り防犯カメラの一元管理に向けたリプレイス（令和8年度から予定）の準備に必要な人員の確保。加えて、令和7年度から開始される特殊詐欺防止のための自動通話録音機の無償貸出事業、家庭用防犯設備の補助事業、若者の「闇バイト」関与防止に向けた公民連携事業といった新たな具体的な取組の推進にも、人員の増強が不可欠なため。	
	17	③	人員に関しては現状維持で対応できるものと推察される。	
	17	④	特に問題ないと考えられるため。	
	17	⑤	現状において、必要な事務事業を検討・実施するための過不足のない人員体制で進められており、人員に対する予算も横ばいであることから「維持」の評価は相応と判断した。	
	17	⑥	現状維持で妥当と判断する。	
	17	⑦	行政分担を整理した上で、縮小できるところを縮小すべきと考える。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		⑦	行政分担の整理については、警察と市との連携強化を図りながら、警察及び市双方の組織体制や業務内容等の特性に適った役割分担を改めて確認し、市の人員を縮小できるところがあれば、縮小することを検討していきたい。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策17 防犯体制の強化		
施策の目的		市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。		
部局名		【中心となる部局】市民生活部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
外部評価委員のコメント	18	①	埼玉県は、民間で組織する防犯パトロール団体数が全国1番であります。戸田市としても埼玉県で上位クラスの防犯対策の充実したまちと評価いただける自治体でありたい。	
	18	②	警察と重なる行政分野であることから、これとの連携をベースに市としての行政を考えるべきと思う。例えば、防犯パトロールや、安全ステーション等の実働を伴うような活動は、むしろ警察の分野ではないかと思う。	
	18	③	防犯カメラ設置が県内トップクラスなのは一市民として非常に安心感につながるのもっと周知すべきだと思いますし、戸田市住まいの防犯補助事業も市民の安心感につながるとてもよい事業だと思うので、今後も市民が真に安全を実感できるような施策運用を期待しています。	
	18	④	外部評価ヒアリングでも指摘したことだが、犯罪発生率という指標は、市内の人口千人あたりの年間犯罪発生率ではなく、年間犯罪発生件数ではないだろうか。犯罪の多様化に伴い、今後、既存事業で十分対応できないことも想定されるので、警察との緊密な連携がより一層望まれる。	
	18	⑤	機能的な防犯カメラを様々な場所に設置する事業が計画されているため、当該事業実施以後、防犯カメラの設置が周知されれば「防犯対策が充実していると感じている市民の割合」は向上するのではないかと考えられる。今後の防犯カメラの設置の周知と今後の市民アンケートの防犯対策の結果に注目していきたい。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		②	今後はさらに警察との連携を強化し、警察及び市の役割分担について改めて協議し、それぞれの組織体制や業務内容等の特性に適った役割分担の確認を行い、市が行う防犯対策に関する施策や達成手段の今後の在り方について検討していきたい。	
		③	今後も防犯カメラの整備や「戸田市住まいの防犯補助事業」をはじめとする種々の防犯対策について継続して推進していきたい。	
		④	いただいたご指摘はそのとおりである。刑法犯認知件数はその時の社会状況や複合的な要因によって左右されるものであり、かつ市の取組が直接的に数値に反映される性質ではない面もあることから、指標とすることは見送る。犯罪への対応や取扱いについては一義的には警察の所管であるため、今後も警察との連携強化を図りながら、犯罪の多様化に対して市も積極的に対応していきたい。	
		⑤	これまでも防犯カメラの設置に関する周知は行なってきたが、今後もさらに防犯カメラの効果的な周知方法について検討を行い、市民意識調査の結果についても注視していきたい。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策20 安全な道路環境の整備・推進	
施策の目的		市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。	
部局名		【中心となる部局】都市整備部 【関係する部局】市民生活部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
事務事業の妥当性	21	①	市域は基本的に平坦な地形なため道路をふさぐ崖崩れへの対策（パトロール、法面工事など）も不要と思われるため。
	21	②	「安全な道路環境の整備・推進」のために必要な事務事業が実施されているため、「妥当」と判断した。
	21	③	ハード面での道路環境の整備と並行してソフト面での歩行者、車両運転、自転車の運転等の交通安全対策についての交通安全運動、交通安全教室などの交通事故防止への取組として妥当である。
	21	④	事務事業は妥当と判断する。
	21	⑤	施策20「安全な道路環境の整備・推進」を構成する主要な事務事業は、その目的達成に向けておおむね妥当であると考えられる。
	21	⑥	事務事業の構成は妥当であると考えられるが、事業名については工夫したほうが良い。たとえば、「道路補修事業」の場合、道路だけでなく、橋梁なども含まれている。そのことがわかるような事業名にしてほしい。
	21	⑦	ハード面の施策をベースに展開を考えるべきと思うが、それがクリアでない。
		対応する意見番号	
	⑥		事業名の妥当性について事業内容に応じて検討する。一般的に「道路」には橋梁も含まれている。
	⑦		ソフト(指導、啓発等)も必要不可欠であるため、ハードとソフトの両面から今後も適切に事業を進めていく。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策20 安全な道路環境の整備・推進	
施策の目的			市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。	
部局名			【中心となる部局】都市整備部 【関係する部局】市民生活部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
施策指標の妥当性	21	①	基幹道路が多くある戸田市において、「市内の交通事故の発生総件数」を指標とすると、市民以外の交通事故も多く含まれることになるため、戸田市の施策の取組を評価するための指標として判断が難しく、評価のために一定の工夫が必要であるように感じられるが、「安全な道路環境の整備・推進」を測るうえで欠かせない指標であるため「妥当」と判断した。	
	21	②	客観的指標を中心に、補足的に主観的指標が設定されている。 駅周辺の放置自転車台数という指標を設定したほうが良い。	
	21	③	高齢者に対する運転免許返納促進が総合振興計画上で定められているため、その成果を測定する指標（運転免許証返納者延べ数や高齢者全体に対する運転免許証返納者の割合など）が設定されると良いのではないかと。 交通安全施設や路面標識の年度ごとの重点地域指定で整備を進めると総合振興計画上で定められている。整備前と整備後での変化（交通事故発生件数など）を可視化する（サブ）指標を用いても良いのではないかと。	
	21	④	市民意識調査「道路の安全性がよいと感じている割合」の指標について、算定式・目標値・達成値等が理解出来る様、検討していただきたい。	
	21	⑤	施策で安全な道路環境の整備・推進と掲げているが、今の指標からは道路の整備に関わる内容を読み取ることが出来ない。道理整備に関する計画、内容、進捗があってもいい。	
	21	⑥	施策20の主要指標である「周りの道路の安全性がよいと感じている市民の割合」は市民の意識を反映するものの、「どちらともいえない」という回答が多い現状では、指標の解釈や目標設定の再検討が必要である。一部の指標（道路損傷による事故発生件数）は妥当ですが、施策全体の進捗を適切に評価するためには、主要な指標の目標設定と測定方法について改善が必要と思われる。	
	22	⑦	指標の意味が不明。指標になっていない。	
	対応する意見番号		意見に対する行動計画	
	①		市内での交通事故は市民以外も含まれるが、市内で起こる事故を減らすために事業を進めていく。指標については、工夫ができないか検討していく。	
	②		事務事業評価における指標として、「放置自転車への警告数」や「放置自転車等撤去台数」を設定しているが、「駅周辺」や「駅周辺外」に細分化した指標の設定を検討していく。	
③		指標について検討する。なお、交通安全施設の整備は、新規整備よりも修繕(路面標示の塗り直し等)が主体であるため、整備前後の変化に関する指標については検討が必要である。		
④		市民意識調査の考え方について指標を検討する。		
⑤		道路整備（ハード）については各種事務事業の中で進捗管理（アウトプット）を行っている。		
⑥		市民意識調査の考え方について指標を検討する。		
⑦		道路整備（ハード）については各種事務事業の中で進捗管理（アウトプット）を行っている。施策指標としてアウトカム指標を設定していると考えている。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策20 安全な道路環境の整備・推進	
施策の目的		市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。	
部局名		【中心となる部局】都市整備部 【関係する部局】市民生活部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（予算）	22	①	短期的には増加、その後は減少との説明に一定の合理性がある。
	22	②	安全な道路環境の整備と推進のため、事業予算は増加と判断します。
	22	③	都市計画道路前谷馬場線の整備や自転車レーンにかかる費用として増額が必要である。
	22	④	安全な道路環境の整備は、ハード面（道路整備、施設更新）とソフト面（交通安全啓発）の両面で継続的な投資が必要とされるため、総体として予算は増加傾向にあるため。
	22	⑤	都市計画道路整備のための用地買収費が最大の費用である。路線価変動が適切に見込まれているならば計画どおりでよいであろう。
	22	⑥	道路整備のための用地買収の有無が反映された予算となっており「予定どおり」と判断できることから「維持」とした。 なお、八潮の道路陥没事故の件もあり、令和8年度には大規模な点検が行われることから、その中で検出された場合には令和10年度以降に予算化される可能性もあるため、適宜、予算編成の動向を注視していく必要があるものと思慮される。
	22	⑦	維持ベースで縮小を考えるべき。
		対応する意見番号	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策20 安全な道路環境の整備・推進
施策の目的			市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。
部局名			【中心となる部局】都市整備部 【関係する部局】市民生活部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（人員）	22	①	予算増加のため、人員の確保も必要かと思えます。まずは、退職者を無くす事です。職場環境の充実に努力してください。
	22	②	ハード・ソフトの両面から安全対策を進めていくためには技術系職員の確保が不可欠であるが、技術系中堅職員の普通退職も頻発しており今後増加すべきであるため。
	22	③	人件費については現状維持で対応することになるが、技術系職員の確保が不可欠である。
	22	④	自治体間競争での地域手当改定の内容によっては人件費は拡大する可能性は否定できない。
	22	⑤	多くの地方公共団体における技術系職員の確保が課題となっているように、戸田市における技術系職員の補填・維持・充実の観点は重要であるため、今後は「増加」も視野に入れることも検討すべきであると感じたが、まずは、退職した中堅技術系職員の確保が優先的であることを鑑みて「維持」が相当と判断した。
	22	⑥	技術系職員を確実に獲得した状態での維持と考える。
	22	⑦	維持ベースで縮小を考えるべき。
		対応する意見番号	
	①・②・③		技術系職員は全国的に不足していることから、退職者が少しでも減るような職場環境の充実に努める。

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策20 安全な道路環境の整備・推進
施策の目的			市民が安全に生活を送ることができるように、暮らしの基盤となる道路の整備を行うとともに、交通安全意識の普及啓発を行うことで、誰もが安心して通行できる道路環境の実現を目指します。
部局名			【中心となる部局】都市整備部 【関係する部局】市民生活部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
外部評価委員のコメント	23	①	政策コミュニケーションの観点から県・県警との協議を経て道路事故対策を実施した改良箇所の情報は積極的に発信されることが望ましいと思われる。 インフラ保守に対してAI 利用等の技術革新が進む。市担当部署の技術水準を高めると共にサインディング調査等を通じて事業を担うより良い事業者選定に努めていただきたい。当施策は、多数の担当課があり、連携した事務事業にて施策の目的実現を達成してください。
	23	②	行政区分として、警察とのラップする部分が多々見受けられるが、道路行政（ハード面）に主軸をおいた業務執行に注力すべきと思う。
	23	③	本施策は施策24「公共交通が利用しやすい環境の整備・推進」と内容的に重複する部分がある。事業の主目的がどの施策であるかを再度検討したうえで、ロジックモデルを点検・見直してもらいたい。
	23	④	市民LINE を活用した道路損傷箇所の検出から道路補修につながるなどの取組は、程度の高低はあれど、業務委託により補修必要箇所を調査する取組を補助的に支援する取組として評価できるものと感じた。
	23	⑤	安全な道路環境は日々の暮らしに不可欠です。特に、交通安全施設の計画的な整備に加え、自転車や電動キックボードなど新しいモビリティに対するルール順守の徹底した啓発を実施し、市民が「安全だと実感できる」街になるよう、引き続ききめ細やかな交通安全対策と継続的な取組を期待します。
	対応する意見番号		意見に対する行動計画
	①	警察との連携により交通事故対策を実施した箇所の情報発信について検討する。また、今後もAI等を活用した新技術の動向を注視し、担当課の連携のもと、適切に事業を進めていく。	
	②	ハードとソフトの両面から適切に事業を進めていく必要があるため、道路管理者と交通管理者(警察)で役割分担し、連携しながら事業を進めていく。	
	③	放置自転車対策事業は施策24を再掲施策としており、ロジックモデル等の修正について、事業の主目的を考慮し再度検討する。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実		
施策の目的		健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。		
部局名		【中心となる部局】水安全部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
事務事業の妥当性	26	①	方向性としては妥当であると考えらえる。	
	26	②	「県水100%」とする政策判断に立たない以上、浄水場運営は継続しなければならない。	
	26	③	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実という観点から、必要なソフトとハードに関する事務事業が設定されているものと判断した。 なお、ロジックモデルシート上、上下水道の維持のための事務事業が記載されているが、汚水整備等の観点から、環境課の取組もプラスすることも必要であると感じた。	
	26	④	関連機関が多いが現状の事務事業で適正と判断する。	
	26	⑤	化学的合理性がベースとなる事業なので、手順を踏んで行うべきであり、妥当。	
	26	⑥	将来的な施設更新費用や維持管理費の増加といった課題は認識されているものの、現時点での事業の透明性と計画的な推進は全体として妥当と判断できる。	
	26	⑦	当施策は、インフラ施設を長期的な視点で捉え、効率的に維持管理していく業務であります。 リスク評価に基づいて優先順位をつけ、的確にスピード感を持って、事務事業を目指してください。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		③	汚水処理の観点から、浄化槽について所掌する環境課と連携を図りながら取組を進める。	
	⑦	令和7年度中に策定する、上下水道事業の持続可能な運営を確保し、将来にわたって安定した水道水の供給と下水道サービスの提供を実現するための『戸田市上下水道ビジョン』並びにビジョンの施策を安定して実施するため、強固な経営基盤を築き、将来にわたりビジョンの目標を達成できるよう事業経営を続けるための財政的な裏付けとなる『戸田市上下水道事業経営戦略』に基づき、令和8年度以降、必要な事業を適切な時期に効率的に実施していく。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策2 3 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	
施策の目的			健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。	
部局名			【中心となる部局】水安全部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
施策指標の妥当性	26	①	最終成果を測定するための施策指標の設定として、妥当なものと感じられた。	
	26	②	・水道料金の回収率の指標は妥当である。 ・基幹管路の耐震化率も妥当である。 ・老朽化対策の進捗状況の数値を指標として検討してはどうか。	
	26	③	設定されている主要な3つの指標は、施策の目的である「健全かつ効率的な上下水道事業運営」と「市民が安心して上下水道を利用できる安定した水の供給と公共下水道の普及」を直接的に反映しているため。	
	26	④	公共施設マネジメントの観点からも、管の老朽化率といったKPIの設定が望まれる。 「市民が安心して上下水道を利用できる」という状態が最終成果であるため、平時のみならず、災害時の安定共有についても何らかの測定指標が設定できないか、検討してほしい。基幹管路の耐震化率では、実際に市民が災害時に利用できるという状態を測定できないため。	
	26	⑤	現在、基幹管路の耐震化率がモニタリングされているが、料金体系全体の見える化と料金負担の納得性を向上させるために、管路全体での高経年管路比を総合振興計画上でも見て行くほうが良いのではないか。	
	26	⑥	管路の老朽化に関する指標がほしい。	
	26	⑦	化学的合理性がベースとなる事業なので、手順を踏んで行うべきであり、妥当。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		②	戸田市第5次総合振興計画後期基本計画に係る施策指標として老朽化した浄水場の更新事業進捗率を設定する。	
		④	平時のみでなく災害に強く持続可能な水道システムの構築に向けた対策を進める上で、水道システムの急所施設（＝その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）である浄水場の更新事業進捗率を戸田市第5次総合振興計画後期基本計画に係る施策指標として設定する。	
	⑤・⑥	管路の経年化率については、現在、策定作業を進めている「戸田市上下水道ビジョン（計画期間：令和8年度～令和17年度）」において評価指標として設定し、ビジョンの進行管理を実施していく予定である。また、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画に係る施策指標として老朽化した浄水場の更新事業進捗率を設定する。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実
施策の目的			健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。
部局名			【中心となる部局】水安全部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（予算）	27	①	短期的には増加するものと考えられる。
	27	②	上下水道施設の老朽化対策、耐震化対策、更新等にて増加となる。
	27	③	管路の更新、耐震化や施設老朽化の整備など更に費用が必要になることから増加と判断する。
	27	④	今後大幅に増加する方向性です。大規模投資は老朽化対策や耐震化、新規整備を通じて、市民への安定した上下水道サービスの提供を確実にするためのものであり、施策全体の予算を押し上げる主要因であるため。
	27	⑤	浄水場設備更新のために経費が必要である。
	27	⑥	水道関連施設の改修のための予算が計上されており、増加見込みであることが示されている予算は妥当であると考えられるため、「予定どおり」と判断した。
	27	⑦	縮小はない。
		対応する意見番号	意見に対する行動計画
	⑤	令和7年度中に策定する『戸田市上下水道事業経営戦略』の中の投資・財政計画において、東部・中部浄水場の統合並びに西部浄水場の更新が完了するまでの期間における必要な収益及び掛かる経費を積算し、適正な料金体系設定、企業債の借入れ等の財源確保に向けたシミュレーションを実施し、必要な経費を確保しつつ安定した経営を継続していく。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実
施策の目的			健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。
部局名			【中心となる部局】水安全部
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（人員）	27	①	施設維持に伴う人件費が短期的には増加するものと考えられる。
	27	②	上下水道施設の老朽化対策、耐震化対策、更新等にて増加となる。
	27	③	安定した施設維持のために人員を増加と判断する。
	27	④	一部の事業で直接的な人員数が維持または減少する場合があるものの、「浄水場運転管理事業」のように業務委託により運用される事業もあり、施策全体の運営や大規模なインフラ整備に伴う管理・監督、アウトソース費用を含めると、実質的な人員リソースは増加するため。
	27	⑤	インフラ更新時代のため人員削減は難しい。水道技術者としての民間企業からの出向者活用を考える時点かもしれない。
	27	⑥	水道施設改修のための人的予算の増加が見込まれており「予定どおり」と判断した。
	27	⑦	縮小はない。
		対応する意見番号	意見に対する行動計画
	⑤	本市では、平成28年度から上下水道事業一体的包括委託を開始し、令和3年度から第二次包括委託を開始し、浄水場や下水道のポンプ場の運転管理業務、給水・排水の受付窓口業務、水道料金や下水道使用料等に関する窓口業務、財務関係業務などの事務事業を実施している。さらに、令和8年度からは、新たな業務を加え、第三次包括委託が開始される。今後については、これまで同様、民間活力の活用を図るとともに、各種デジタル技術の活用に係る調査・研究を行い、DXの推進を図り、持続可能なインフラ運営を実現していく。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名			施策23 上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	
施策の目的			健全かつ効率的な上下水道事業運営を図るとともに、市民が安心して上下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道を普及させます。	
部局名			【中心となる部局】水安全部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
外部評価委員のコメント	28	①	総合振興計画の政策体系に関することであるが、制度維持や経営に関する内容（施策12 や施策23 の該当部分）については、「計画推進のために」に一括し整理したほうが内容的にスッキリするのではないか。検討してほしい。	
	28	②	料金体系が約30年ぶりに値上げとなった。料金体系と料金総収入は所得再分配問題も関わるため、事業に投入できる予算には制約がかかりますが、それにもまして「県水80%」の状況では県からの価格改定も大きなリスク要因としてシミュレーションを進めていただければと思います。	
	28	③	上下水道については、八潮市の道路陥没事故もあり、社会的に関心の高い部分であり、今後の施策の動向について注目していきたい。他県では、水道事業の広域化を図ることで、物的・人的資源の効率的な運用を図る取組もあることから、ハードルは高いと聞いているが、より広域的な取組に関する議論も必要であるものと感じた。	
	28	④	上下道について、汚水未整備地区の早期解消に更なる努力を期待します。	
	28	⑤	環境の変化は、著しいので、制度設計時点で設計思想を十分に踏まえた上で、状況の変化に即応した対策を実行してほしい。	
	28	⑥	老朽化対策や災害に強いインフラ整備が計画とおりに進むことを強く望むとともに、水道料金や下水道使用料が市民にとって納得できる範囲で適正に保たれた状態で、将来にわたって持続可能な運営がなされるよう効率的な財政運営に期待しています。	
	対応する意見番号		意見に対する行動計画	
	①		制度維持や経営に関する内容を「計画推進のために」として整理するか否かを含め、第6次総合振興計画策定の際に施策体系の見直しに向け、今後検討を行っていく。	
	②		令和7年度改定では、令和8年度からの県水の単価改定を踏まえた改定率となっており、また、現在策定中の経営戦略の中では、定期的な県水の単価改定を想定したシミュレーションとしている。	
	③		戸田・蕨・川口の3市で構成している広域化検討部会にて、各市で課題となっている分野での協力体制を構築していく方向で進めている。	
⑤		現在策定中の上下水道ビジョン並びに経営戦略については、その時の現状や状況の変化に合わせて5年経過時に見直しを行うこととしており、各事業においても状況の変化に対応しながら、上下水道ビジョンで定めた理念や方針に基づき、業務を遂行していく。		
⑥		将来にわたり安定した水道水の供給と下水道サービスの提供を継続しつつ、市民が納得できる料金・使用料体系とするため、現在策定中の経営戦略にて詳細なシミュレーションを行っており、また、改定する際には、シミュレーションを基に直近の収入及び支出、給水量や排水量から将来予測を再積算し、効率的な財政運営を実施していく。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策28 環境衛生の充実		
施策の目的		ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。		
部局名		【中心となる部局】環境経済部 【関係する部局】水安全部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
事務事業の妥当性	31	①	方向性としては妥当であると考えられる。	
	31	②	当施策は、全ての間人が生活していく中で、不要となった生活物資等の後始末等支援また回収作業を行う大事な事業であるため、甲乙評価つけがたく妥当である。	
	31	③	おおむね妥当と判断する。	
	31	④	施策28を構成する全ての事務事業を通じて、市民の生活環境を清潔かつ安全に保つことに大きく貢献しており、事業活動は極めて妥当であると判断できる。	
	31	⑤	蕨戸田衛生センターの老朽化に対して「今後のあり方を検討します」と総合振興計画上で取組が明記されている。しかし、事務事業評価シートにある事務事業のなかでは「あり方検討」を事業内容欄に記載しているものが無い。 河川維持管理費事業は事務事業評価シート内に「委託業者からの点検報告」「市民との協働により川の利活用や清掃活動を実施」と明記されているが実施主体は「市による単独直営」と記載されている。	
	31	⑥	施策の中でプラスチックごみに関する問題が触れられているが、事務事業の中では、プラスチックごみに関する内容が触れられていない。 プラスチックの3Rについては、施策27においても具体的な事務事業が設定されていないので、ぜひ、施策27、28においてどのように取り組むべきかの検討が必要である。 また、ごみの排出量に関する指標が設けられているものの、当該指標には事業系一般廃棄物の影響が大きいことから、事業者向けの事業を検討することも一法であるものと感じた。	
	31	⑦	施策と手段の関係性が不明。 現状の問題点を整理して、改善点を見出す作業が不足している。	
		対応する意見番号		意見に対する行動計画
		⑤		「今後のあり方の検討」は、蕨戸田衛生センターが主となり、蕨市を含め3者であり方を検討することになるため、今後の展開や進捗により事業内容の記載について検討を行う。河川維持管理費については、主に委託で実施していることから、以後、実施主体を委託として記載する。
		⑥		廃プラスチックのみに特化したごみの計測は困難であるため、指標としての設定は難しいと考える。一般廃棄物処理基本計画により、廃プラスチックの発生抑制と啓発の取り組みを実施していく。
	⑦		環境衛生事務は、公衆衛生や生活環境の確保を目的とした幅広い分野であり、狂犬病予防やし尿収集・廃棄物収集処理などの清掃事業が位置づけられている。廃棄物収集処理は、ごみ排出量に直接影響を受けるほか、地域清掃である530運動による散乱ごみの回収状況とも関連し、これらは不法投棄の発生とも密接に結びついていると考えられる。	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策28 環境衛生の充実		
施策の目的		ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。		
部局名		【中心となる部局】環境経済部 【関係する部局】水安全部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
施策指標の妥当性	31	①	施策28の主要な指標として設定されている「ごみ収集量」と「不法投棄の回収個数」は、市民の生活環境の清潔さや公衆衛生の向上という施策の目的に直接関連しており、その進捗を具体的に把握する上で妥当である。	
	31	②	環境美化や公衆衛生に関する市民からの苦情にどの程度対応できたかを測定する指標や、市民の環境美化意識に関する主観的指標の設定が望まれる。	
	31	③	家庭系ごみと事業系ごみは回収ルートも排出主体の性質も異なることもあり、総合振興計画上でも分けて排出量をモニタリングするほうが合理的ではないか。	
	32	④	施策の中でプラスチックごみに関する問題が触れられているが、施策指標の中では触れられていない。 プラスチックの3Rについては、施策27においても施策指標が設定されていないので、ぜひ、施策27もしくは28にて指標に入れていただきたい。 また、ごみの排出量に関する指標については、事業系一般廃棄物の影響が大きい点を考慮して、事業者向けの施策も検討すべきように感じた。	
	32	⑤	「ごみの排出量」と「530運動」の指標の設定は妥当である。 「犬のふんの放置」「飼い主のいない猫の責任の所在対策」「ごみ集積所でのカラスによる被害」等の市民意識を調査することを提案したい。	
	32	⑥	市街地公共スペースのごみの減少を測る指標があってもいいと思う。	
	32	⑦	指標と目的達成状況の関係性が理解できない。 指標の意味が不明。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		②	環境美化や公衆衛生に関する市民からの苦情対応の状況を把握する指標や、市民の環境美化意識を測定する主観的な指標の設定については、今後の取組の中で検討していきたい。	
		③	一般廃棄物処理基本計画において、ごみの総排出量については計測をしているため、引き続き実施していく。	
	④	廃プラスチックのみに特化したごみの計測は困難であるため、指標としての設定は難しいと考える。一般廃棄物処理基本計画により、廃プラスチックの発生抑制と啓発の取り組みを実施していく。		
	⑤	「犬のふんの放置」「飼い主のいない猫の責任の所在対策」「ごみ集積所でのカラスによる被害」等については、相談を受け付けているが調査については、今後の参考としたい。		
	⑥	公共スペースでのごみ事態をはかる手段がないが、今後の参考としたい。		
	⑦	環境衛生事務は、公衆衛生や生活環境の確保を目的とした幅広い分野であり、狂犬病予防やし尿収集・廃棄物収集処理などの清掃事業が位置づけられている。廃棄物収集処理は、ごみ排出量に直接影響を受けるほか、地域清掃である530運動による散乱ごみの回収状況とも関連し、これらは不法投棄の発生とも密接に結びついていると考えられる。		

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策28 環境衛生の充実	
施策の目的		ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。	
部局名		【中心となる部局】環境経済部 【関係する部局】水安全部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（予算）	32	①	施策評価シートの配布後に蕨戸田衛生センターの火災があり、改修費の拡大が考えられるため。
	32	②	蕨戸田衛生センターの老朽化対策で予算を増額する必要があるのではと判断する。
	32	③	基本的な衛生要因にかかる施策であり、直近で大がかりな設備改修等がないかぎり「維持」が相当と判断する。
	32	④	現状維持にて努力。
	32	⑤	維持をベースに、状況に応じて、縮か増を考えるべき。
	32	⑥	今後北戸田駅前整備工事などが控えているが、施策全体としては、現在のごみ収集体制を維持しつつ、効果的な周知と業務委託を効率的に実施することで大きな予算増を伴わずに効率的な運用を目指す方針であるため。
	32	⑦	短期的には縮小基調である。
		対応する意見番号	

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策28 環境衛生の充実	
施策の目的		ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実を図ります。	
部局名		【中心となる部局】環境経済部 【関係する部局】水安全部	
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見
資源の方向性（人員）	32	①	人件費については現状維持で対応できるものと考えられる。
	32	②	基本的に事業者委託で遂行される施策であるため。
	32	③	基本的な衛生要因にかかる施策であり、直近で大がかりな設備改修等がないかぎり「維持」が相当と判断する。
	32	④	現状維持にて努力。
	32	⑤	現状維持で妥当と判断する。
	33	⑥	維持をベースに、状況に応じて、縮か増を考えるべき。
	33	⑦	現状の人員ニーズを維持しつつきめ細かなニーズにも対応していく方針が示されています。これは、効果的な周知活動や業務委託を効率的に実施することで、現在の人員体制を大きく変えることなく、多様な市民ニーズに対応していくことを目指しているため。
	対応する意見番号		意見に対する行動計画

○令和7年度戸田市外部評価委員会の意見に対する行動計画表（評価対象年度：令和6年度）

施策名		施策28 環境衛生の充実		
施策の目的		ごみのないきれいなまち並みを維持するなど、快適で衛生的な生活環境の充実に図ります。		
部局名		【中心となる部局】環境経済部 【関係する部局】水安全部		
評価項目	記載ページ	意見番号	外部評価委員会の意見	
外部評価委員のコメント	33	①	現行の総合振興計画では施策を統合したため、守備範囲が広がっている。たとえば、施策27の「生活環境の保全」では、地球温暖化対策、公害対策、循環型社会などが含まれている。それと比べて、本施策は内容的にバランスがとれていない。次期計画の改定に当たっては、この点も検討されてはどうか。	
	33	②	事務事業評価シート内の根拠法令通達等にプラスチック資源循環法の記載がないのですが問題ないでしょうか。「衛生環境の充実」は市のBCPにおける重要事項と考えられます。荒川水害など想定される災害での対応として本施策遂行体制上での考慮が期待されます。	
	33	③	プラスチックの3Rについては、施策27においても施策指標が設定されていないので、ぜひ、施策27もしくは28にて指標に入れていただきたい。	
	33	④	7月12日（土）に蕨戸田衛生センター内にある粗大ごみ施設にて火災が発生しました。火災原因は不明とのことですが、今後の再発防止を徹底していかれることを願います。	
	33	⑤	指標にある530運動のごみの回収量は増えたほうがいいのか、減ったほうがいいのか判断基準が曖昧な気がする。530運動自体が活性化して拾われるごみが増える場合もあれば、参加者の減少から回収量が減る場合もある。落ちていくごみが減って回収量が減っているとしたらその事ははっきりわかる比較データを示してほしい。	
	33	⑥	必要な事業であるだけに、現状の問題点を洗い出して適切な対策を打ってほしい。	
	33	⑦	ごみのない清潔な街並みが維持され、日々の暮らしがより快適になることを願っています。プラスチックごみや食品ロス削減といった先進的な環境対策と、粗大ごみLINE申請のような市民サービスの利便性向上によってこれからも安心して暮らせるよう、効率的かつ持続可能な環境衛生の実現に向けた市の一層の取組を期待しています。	
		対応する意見番号	意見に対する行動計画	
		①	施策27は環境全般の内容であるため、記載する分野が多岐にわたるが、施策は28は「ごみ」に特化した内容であるため、本施策表記はこのままとする。	
		②	プラスチック資源循環法を、根拠法令通達等に追記する。	
	③	廃プラスチックのみに特化したごみの計測は困難であるため、指標としての設定は難しいと考える。一般廃棄物処理基本計画により、廃プラスチックの発生抑制と啓発の取り組みを実施していく。		
	⑤	530運動における回収量は、参加者数や活動状況の影響も受けるため、単に増減だけで評価が難しい面がある。しかしながら、環境美化の観点からは、地域に落ちていくごみ自体が減少し、結果として回収量が減ることが望ましいと考えている。		
	⑥	現状の課題については、実施状況や市民の皆様からのご意見を踏まえながら、必要な対策について検討を進めていく。		



令和7年度行政評価報告書

令和8年3月発行

埼玉県 戸田市 企画財政部 共創企画課